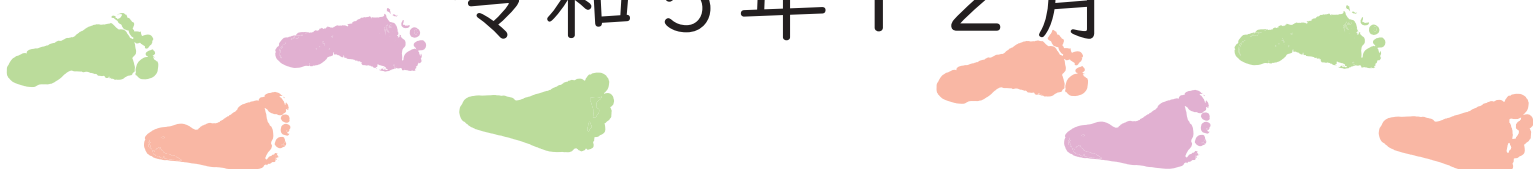


想いと誇りでつくる
おおくま

大熊町第三次復興計画



令和5年12月



—明るい未来を切り開く—



平成31年4月に町内の一部避難指示が解除され、大川原地区を最初の復興拠点と定め、新たなまちづくりを行ってまいりました。令和4年6月には、特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、かつての町中心部であったJR大野駅周辺の賑わい創出のための整備に取り組んでいるところであります。

現在の町内は、商業施設や診療所、教育施設の整備により、一定の生活インフラが整備されており、少しずつではありますが町内の居住者が増えております。今後は、さらなる帰町者や移住者の増加を目指し、雇用の場や住宅、さらには余暇を楽しみつつ、健康増進を目的とした運動施設などを整備してまいります。

一方、少しずつ町内の復興が進む中、東日本大震災及び原子力発電所の事故から12年経過しても、町内の約半分は帰還困難区域となっており、帰町を望みながらも町外で多くの町民の皆さまが避難を継続しております。また、避難されている町民の皆さまの生活状況は様々で、家族の関係や職場・学校等の関係から帰町を断念されている方も多くいることも理解しております。ただし、町民アンケートの結果を見ると、「帰町することは難しいが、町との関りは続けていきたい」と、多くの方が“ふるさと大熊”とのつながりを求めていることがわかりました。町は、帰町を望む方には町内での安心した生活を送れるように、帰町が難しい方には、避難先自治体の協力をいただきながら、避難先での生活再建等の支援を継続的に行ってまいります。さらに、つながりの維持のため、町内でイベント等を多く開催することにより、“ふるさと大熊”での交流機会の拡大を図ってまいります。

町民の皆さまの生活再建と合わせ、町の課題である町内全域の避難指示解除に向けた取組も行っています。令和5年6月には「特定帰還居住区域」の制度が創設され、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除を行うことができるようになりました。すでに、下野上1区の一部がこの区域に認定され、帰還困難区域の避難指示解除に向けた動きが始まっております。

ただし、この制度においてもすべての町土の避難指示解除を行うことは難しいところではありますが、引き続き努力してまいります。

最後になりますが、この第三次復興計画は、町民を始めとした大熊町に関わる多くの皆さまの計画であり、行政だけでは達成することは困難です。そのため、皆さまと力を合わせ、各施策に取り組んでまいりますので、引き続きのご協力をお願い申し上げます。

令和5年12月

大熊町長 吉田 淳

目 次

序. 復興計画の構成	4
第1章. 復興計画策定にあたっての考え方	5
(1) 策定の目的	6
(2) 計画期間	10
(3) 計画の対象となる人	10
(4) SDGs の推進	11
第2章. 第二次復興計画改訂版策定後の主な環境の変化	12
(1) 大川原地区復興拠点の整備	13
(2) 特定復興再生拠点区域の整備	14
(3) 特定帰還居住区域制度の創設（特定復興再生拠点区域外）	15
(4) 大熊町の現状	16
第3章. 第三次復興計画の理念・目指す姿	19
(1) 計画のコンセプト	20
(2) 計画の理念	20
(3) 施策の6つの柱	23
(4) 目指す姿	24
第4章. 取り組む施策	27
柱1 町を支えるインフラ整備	28
(1) 復興拠点と新たな機能集積エリア整備	28
(2) 安全・安心確保	32
(3) 特定復興再生拠点区域外のまちづくり	34
(4) 道路・上下水道整備	35
(5) 公園・緑地・広場整備	36
柱2 暮らしに向けた仕組みづくり	37
(1) 生活・帰町・移住定住支援	37
(2) 大熊福祉の里づくりに向けた取組	40
(3) 買い物・食事	42
(4) 楽しむ機会づくり	43
(5) つながり・交流づくり	43

柱3 みんなで主体的に学び合う生涯学習環境づくり・・・・・・・・・・ 4 5

- (1) 生涯学び続ける豊かな教育環境の創出・・・・・・・・・・ 4 5
- (2) 幼児教育・・・・・・・・・・ 4 7
- (3) 学校教育・・・・・・・・・・ 4 8
- (4) 社会教育・・・・・・・・・・ 5 0
- (5) スポーツを通じた健やかで楽しい「ひと」「まち」づくり・・・・・・ 5 1
- (6) ふるさと大熊の記憶の継承・・・・・・・・・・ 5 2

柱4 魅力的な産業づくりと研究開発の展開・・・・・・・・・・ 5 3

- (1) 農林水産業の再開に向けた取組・・・・・・・・・・ 5 3
- (2) 福島イノベーション・コースト構想との連携・・・・・・・・・・ 5 6
- (3) 起業・立地から成長・定着まで一貫して支える産業基盤づくり・・・・・・ 5 6
- (4) 交流機会と人材育成による産業創出・・・・・・・・・・ 5 9
- (5) 被災中小企業への再建支援・・・・・・・・・・ 6 0

柱5 まちへの主体的な関わりを促進する環境づくり・・・・・・・・・・ 6 2

- (1) 社会参加による生きがいづくり・・・・・・・・・・ 6 2
- (2) 誰でも働きやすい・チャレンジしやすい環境づくり・・・・・・・・・・ 6 3
- (3) 企業とまちの関わり・・・・・・・・・・ 6 3
- (4) 大学等の学校とまちの関わり・・・・・・・・・・ 6 4
- (5) ヒトモノコトをつなぐ仕組みづくり・・・・・・・・・・ 6 5

柱6 未来へつなぐ、持続可能な地域づくり・・・・・・・・・・ 6 6

- (1) 脱炭素社会づくりに向けた取組・・・・・・・・・・ 6 6
- (2) 将来都市計画に向けた検討・・・・・・・・・・ 6 9
- (3) デジタル化による効率的な自治体運営・・・・・・・・・・ 6 9
- (4) 適切な行財政運営によるまちづくり・・・・・・・・・・ 7 0
- (5) 官民連携による地域づくり・・・・・・・・・・ 7 1
- (6) 中間貯蔵施設の将来的な利活用・・・・・・・・・・ 7 3

巻末資料・・・・・・・・・・ 7 4

- 初澤委員長コメント 第三次復興計画への期待・・・・・・・・・・ 7 5
- 大熊町復興計画検討委員会（取り纏め委員会）委員名簿・・・・・・・・・・ 7 6

序 復興計画の構成

第1章 復興計画策定にあたっての考え方

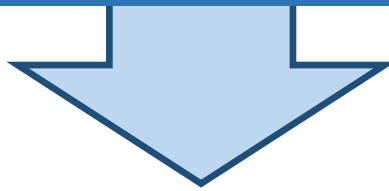
第三次復興計画策定の目的や、計画期間、対象とする範囲といった基本的な考え方を整理しています。

第2章 第二次復興計画改訂版策定後の主な環境の変化

復興の状況の変化や帰還困難区域の今後の見通しなどについて整理し、第三次復興計画における視点を整理しています。

第3章 第三次復興計画の理念・目指す姿

まちづくりに必要な暮らし・生活、つながり・交流、人づくり・未来の観点から3つの理念と施策の体系を定めています。
さらに、将来目指す姿について、図により示しています。



第4章 取り組む施策

理念を踏まえ、施策の6本柱を定め、実施する取組について取りまとめています。

- 柱1 町を支えるインフラ整備
- 柱2 暮らしに向けた仕組みづくり
- 柱3 みんなで主体的に学び合う生涯学習環境づくり
- 柱4 魅力的な産業づくりと研究開発の展開
- 柱5 まちへの主体的な関わりを促進する環境づくり
- 柱6 未来へつなぐ、持続可能な地域づくり

第1章

復興計画策定にあたっての考え方

(1) 策定の目的

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故から 12 年の年月が経過しました。この間、大熊町では、「大熊町第一次復興計画（平成 24 年（2012 年）9 月）」、「大熊町第二次復興計画（平成 27 年（2015 年）3 月）」及び「大熊町第二次復興計画改訂版（平成 31 年（2019 年）3 月）」を策定しました。

町は、まず大川原地区復興拠点を中心に整備を進め、平成 31 年（2019 年）4 月、大川原・中屋敷地区の避難指示の解除を契機に、帰町の第一歩を踏み出しました。平成 29 年（2017 年）5 月には福島復興再生特別措置法の改正を踏まえ、「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を策定し、区域内の除染・インフラ復旧・整備を一体的に進めてきたことで、令和 4 年（2022 年）6 月には特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されました。これを受けて、下野上地区復興拠点に産業交流施設、商業施設、住宅、中央産業拠点等を整備し、かつての賑わいを取り戻すべく取組を進めています。

特定復興再生拠点区域外については、令和 3 年 8 月に、「国は 2020 年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるように、避難指示解除の取組を進めていく」との方針が示されました。この方針を実現するため、国は、令和 5 年 6 月に福島復興再生特別措置法を改正し、「特定帰還居住区域」を設定できる制度を創設しました。町は、「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、特定帰還居住区域を定め、区域内の除染・インフラ復旧を進めることにより、当該区域の避難指示解除を目指していくこととなります。

このような町を取り巻く環境の変化を踏まえ、町は復興の加速化に向けて、今後 10 年間の町が進むべき方向性を示す、最上位の開発・振興計画となる「大熊町第三次復興計画」を策定します。計画策定にあたっては、大熊町に対して様々な関わり方や想いを持つ人たちがいることを前提に、「大熊町第三次復興計画」を大熊町に関わる全ての人たちのための計画とするとともに、持続的な地域づくりに向けて、みんなでまちづくりを進めていく計画とします。

第三次復興計画

町土復興に向け、特定帰還居住区域の設定や帰町・移住の促進、産業振興、教育等の施策を示し、様々な人が「まちに関わる」「まちづくりに携わる」ことを促進する計画

復興計画の詳細（具体的な取組）は、各計画・ビジョンで規定する

大熊町 DX 推進計画

デジタル活用によりすべてのまちづくりを下支えする

大熊町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

地方創生・人口減少克服に取り組むうえでの指針

大熊町交通まちづくりビジョン

町で暮らす方や町に訪れる方が安心できる交通のための基本方針

大熊町ゼロカーボンビジョン

二酸化炭素の排出を大幅に削減、エネルギー地産地消を目指す

大熊町移住・定住促進中期戦略

町外からも人が来たくなる環境づくりに取り組む

つなげるあしたの大熊構想 大熊町福祉の里構想 大熊町の福祉政策を中心としたまちづくりの構想

大熊町地域福祉計画

住民の暮らしを地域ぐるみで丸ごと支える仕組みづくりの計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

高齢者に向けた施策や介護保険事業の運営方針を示す

障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画

地域において必要な障がい福祉サービスや相談支援の実施について定める

子ども・子育て支援事業計画

母子の健康増進、保育・教育、子育て支援、児童虐待防止対策の充実など

復興計画の詳細（具体的な取組）は、各計画・ビジョンで規定する

健康増進計画・食育推進計画

将来にわたって安心して生活できる自発的な健康づくりと環境の整備のための計画

特定健康診査等実施計画・データヘルス計画

町民の健康寿命延伸と保険給付の適正化を進めていくための計画

いのち支える大熊町自殺対策行動計画

自殺対策を推進していくための行動計画

大熊町営農再開ビジョン

農業の将来展望を総合的に検討し、担い手の確保や課題を解決し営農再開を目指す

大熊町森林整備計画

地域の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方や方法を示す

都市計画マスタープラン

長期的な視点に立った都市づくりを進めるための指針

大熊町復興整備計画

復興に向けたまちづくりや地域づくりに特例を適用するための計画

大熊町公共下水道計画

町内の下水道と処理施設について定めた生活環境整備のための計画

大熊町地域防災計画

東日本大震災等を教訓とした防災・減災対策を推進する計画

大熊町教育大綱

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたもの

大熊町文化財保存活用地域計画（策定中）

大熊町の歴史を感じさせる事物を守り、活用していくための方針

第一次復興計画からの流れ

第一次復興計画

全町民が町外へ避難を強いられた前例のない状況の中、町民の生活再建に重きを置いた計画



第二次復興計画

避難先での安定した生活再建及び将来的に帰町を選択できるよう、町土の復興を目指した計画



第二次復興計画改訂版

避難が継続する中、復興の形は様々であることから、避難先での生活の再建に加え、一部地域の避難指示解除を受け町内での暮らしについても示した計画



第三次復興計画

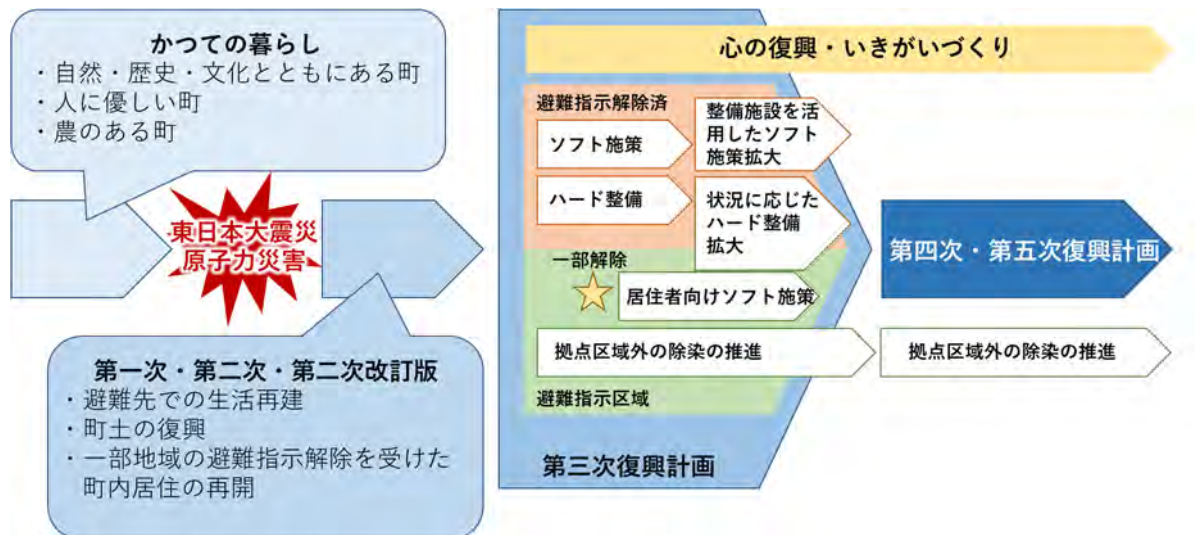
避難先での生活再建の継続と合わせ、町土復興に向け、特定帰還居住区域の拡大や帰町・移住の促進、産業振興、教育等の施策を示し、様々な人が「まちに関わる」「まちづくりに携わる」ことを促進する計画

(2) 計画期間

本計画の期間は、令和6年1月から令和16年3月までの約10年間とします。

本計画は、復興の道中における中期的な方針を示す計画として、第四次、第五次復興計画につないでいくものです。

復興への道程と第三次復興計画の位置付け



(3) 計画の対象となる人

本計画においては、現在の居住者はもとより震災当時に住民であった方も、さらには大熊町のまちづくりに関わりたい方など、居住する場所を問わず第三次復興計画の対象とします。

(4) SDGs の推進

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。

「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて17のゴール（目標）と169のターゲット（目標を達成するための具体的な考え方や対策）から構成されます。

17の目標には、大熊町の復興やまちづくりに直結するものも多く、SDGsを踏まえた持続的な地域づくりを目指した計画を策定します。

SDGsの国際目標



(出典：持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けて日本が果たす役割)

第2章

第二次復興計画改訂版策定後の

主な環境の変化

(1) 大川原地区復興拠点の整備

平成31年4月に、大川原・中屋敷地区では先行して避難指示が解除されました。

大川原地区においては、役場本庁舎や災害公営住宅、再生賃貸住宅、医療福祉施設、交流施設、商業施設、宿泊・温浴施設の整備が完了し、教育施設である「学び舎ゆめの森」も、町内の新校舎にて、令和5年8月25日から第2学期を迎えることができました。

第三次復興計画策定に向けた視点

- ・様々な機能を集約した町民の生活を支える拠点として、その機能を保ち続ける必要があります。
- ・様々な人々が集う場であり、コミュニティ形成の場やみんなで学び合う教育の場となることが期待されます。

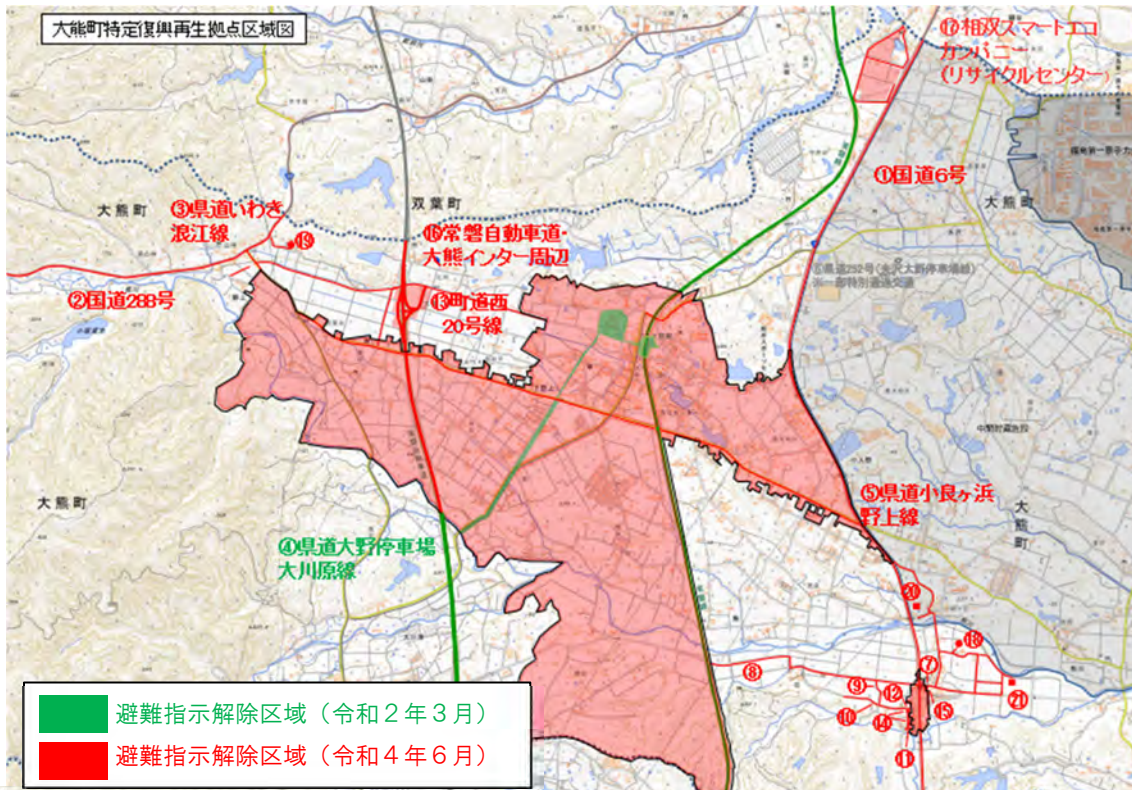
大川原地区復興拠点の様子（令和5年7月撮影）



(2) 特定復興再生拠点区域の整備

令和4年6月、町内の特定復興再生拠点区域（約860ha）の避難指示が解除されました。当該区域のインフラ復旧や生活環境の整備を進め、復興の加速化を目指します。

大熊町特定復興再生拠点区域図



<ul style="list-style-type: none"> ● 道路・施設等一覧 ○ JR 常磐線 ① 国道6号 ② 国道288号 ③ 県道いわき浪江線 ④ 県道大野停車場大川原線 ⑤ 県道小良ヶ浜野上線 ⑥ 県道夫沢大野停車場線 ※一部特別通過交通 ⑦ 町道東63号線の一部 ⑧ 町道東67号線 ⑨ 町道東68号線の一部 ⑩ 町道東69号線の一部 	<ul style="list-style-type: none"> ⑪ 町道東71号線の一部 ⑫ 町道東102号線の一部 ⑬ 町道西20号線 ⑭ 法定外道路の一部 ⑮ 法定外道路の一部 ⑯ 常磐自動車道・大熊インター周辺 ⑰ 相双スマートエコカンパニー (リサイクルセンター) (上水道) ● ⑱ 第一水源地・管理用道路 ● ⑲ 高地区配水池・管理用道路 (下水道) ■ ⑳ 第6処理場 (新町浄化センター) ・管理用道路 ■ ㉑ 第2処理場・管理用道路
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第三次復興計画策定に向けた視点

- ・ 特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴い、帰町や移住定住、企業立地等、町内における土地利用の再開に向けた幅広い取組が求められます。

(3) 特定帰還居住区域制度の創設（特定復興再生拠点区域外）

令和3年8月に、特定復興再生拠点区域外について、「国は2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく」との方針が示されました。

令和5年6月には、福島復興再生特別措置法を改正し、帰還困難区域のうち、「拠点区域外（中間貯蔵施設区域は除く）」において、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度が創設されました。

この制度は、市町村長が「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、内閣総理大臣が認定するもので、国による以下の特例措置等が適用されます。

- ・国費負担での除染等の実施
- ・道路等のインフラ整備の代行

○特定帰還居住区域のイメージ

帰還住民の日常生活に必要な宅地、道路、集会所、墓地等を含む範囲で設定

- ①除染により放射線量を避難指示の解除に支障がない基準以下に低減できること。
- ②従前の住民の居住状況等からみて、一体的な日常生活圏を構成していた、かつ、従前の住居で生活の再建を図ることができること。
- ③既存の公共施設等の立地等を踏まえ、計画的かつ効率的に公共施設等の整備ができること。
- ④特定復興再生拠点区域と一体的な復興再生ができること。

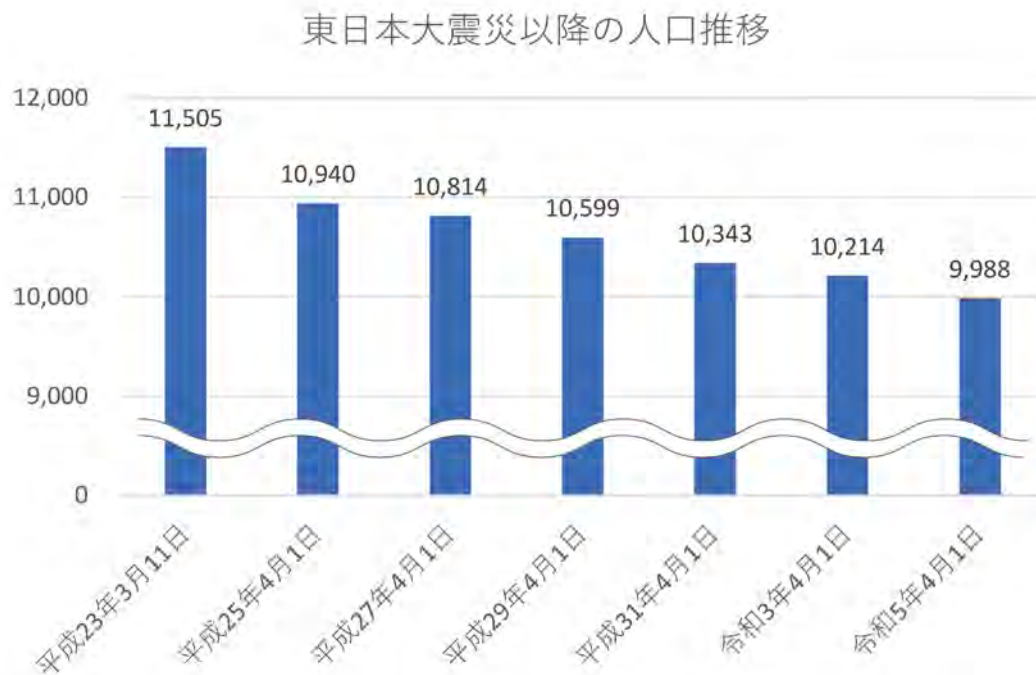
第三次復興計画策定に向けた視点

- ・特定帰還居住区域復興再生計画の策定による避難指示解除範囲の拡大を目指します。
- ・除染とインフラ復旧を行い、安全・安心に暮らすことができる生活環境の実現を目指します。

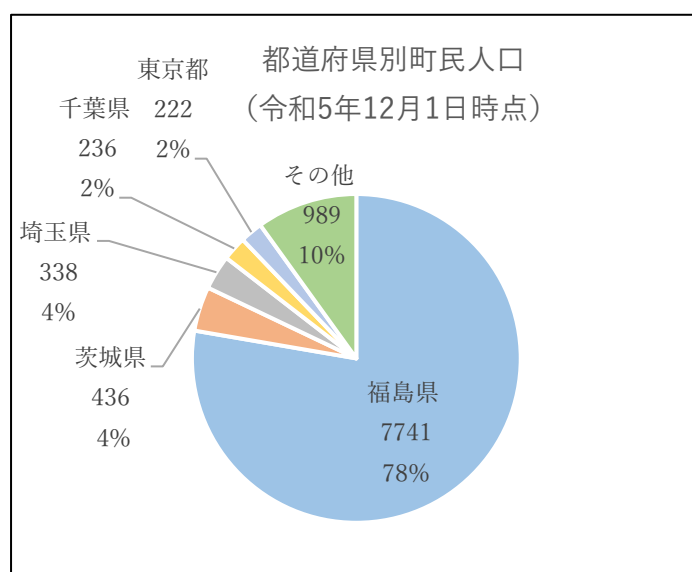
(4) 大熊町の現状

1) 人口

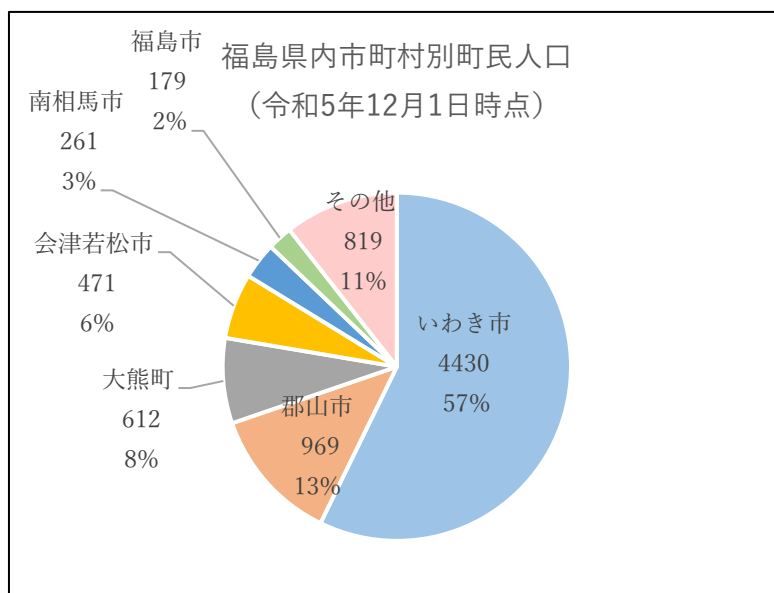
大熊町の人口は、東日本大震災以降減少を続けており、令和5年には10,000人を下回りました。



町民の居住地を都道府県で見ると、令和5年12月1日時点で福島県内が7,741人と78%を占めており、県外では茨城県、埼玉県、千葉県、東京都の順となっています。



町外（福島県内）に居住する町民について、居住地を市町村別に見ると、令和5年12月1日時点でいわき市が4,430人と57%を占めており、郡山市が969人（13%）、会津若松市が471人（6%）となっています。

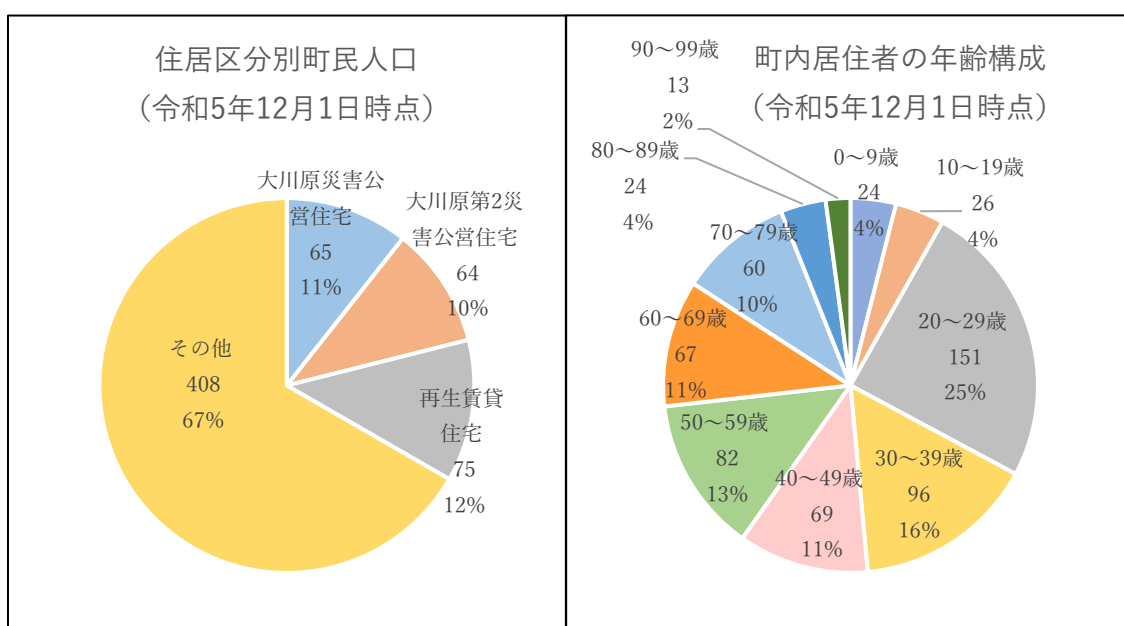


2) 大熊町内に居住する町民

大熊町内に居住する町民は、令和5年12月1日時点で612人となっています。

住居区分別では、大川原災害公営住宅が65人（11%）、大川原第2災害公営住宅が64人（10%）、再生賃貸住宅が75人（12%）であり、67%にあたる408人がその他となっています。

町内居住者の年齢構成では、20～29歳が151人（25%）、次いで30～39歳が96人（16%）となっています。



3) 住宅の整備

町内には、帰町者向けの災害公営住宅が 92 戸、転入者も入居できる再生賃貸住宅が 40 戸整備されています。加えて、令和 5 年 3 月には子育て支援住宅（再生賃貸住宅）を 8 戸整備しています。

災害公営住宅の整備戸数（令和 5 年 11 月 1 日時点）

団地名	住宅形態	間取り	整備戸数
大川原災害公営住宅	木造平屋戸建住宅	3LDK	40戸
		2LDK	10戸
大川原第2災害公営住宅	木造平屋戸建住宅	3LDK	22戸
		2LDK	20戸

再生賃貸住宅の整備戸数（令和 5 年 11 月 1 日時点）

団地名	住宅形態	間取り	整備戸数
大川原再生賃貸住宅	共同住宅 (2階建て)	1LDK	16戸
		2LDK	24戸

子育て支援住宅の整備戸数（令和 5 年 11 月 1 日時点）

団地名	住宅形態	間取り	整備戸数
大熊町子育て支援住宅	戸建て住宅	3LDK	8戸

4) 産業に係る主要な出来事

平成 28 年 1 月に大熊町ふるさと再興メガソーラー発電所、平成 29 年 10 月に大熊エネルギー・メガソーラー発電所が稼働しました。

平成 31 年 4 月には、町内においてイチゴの高設養液栽培が開始され、現在では、年間を通して生産したイチゴが出荷されており、町内でも販売されています。

令和 2 年 10 月には、大熊リサイクルセンターが開所しました。同センターでは、不燃性廃棄物の中間処理に加え、太陽光パネルのリサイクルに向けた研究が実施されています。

さらに、令和 4 年 7 月には、新産業の創出及びソーシャルビジネス関連の企業・起業家を支援する、大熊インキュベーションセンターが開所しました。

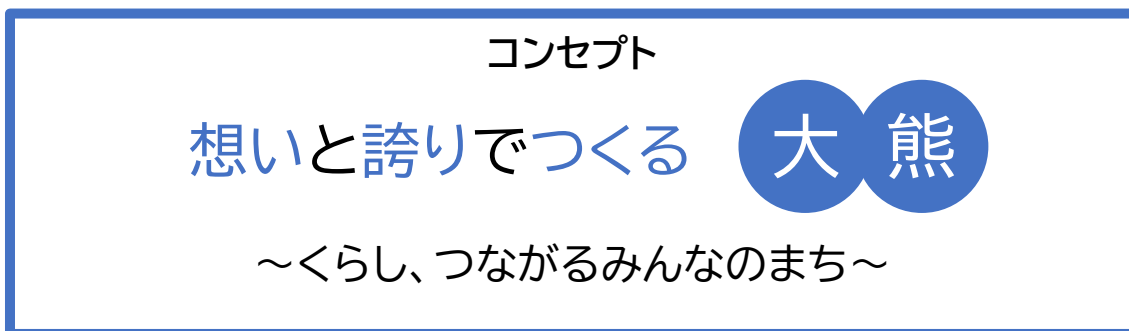
第3章

第三次復興計画の理念・目指す姿

(1) 計画のコンセプト

本コンセプトは、第三次復興計画で一番大切にしたい想いを、町民の方々をはじめ計画書を手取る人たちに伝える言葉です。

大熊町に想いを持つ「みんな」が、住んでいる場所に関係なく、日々を暮らし、交流し、「まちづくりに自分自身が関わっているという自負心（＝シビックプライド）」を持って、ともにまちをつくっていくという想いが込められています。



(2) 計画の理念

第二次復興計画改訂版の策定後、多様な機能を集約した拠点形成により、町内での暮らしの利便性が向上しました。特定復興再生拠点区域の避難指示解除や下野上地区復興拠点整備の推進により、今後も帰町や移住の促進が期待されます。

大熊町には、町民をはじめ町に想いを持つ様々な人たちが関わっています。仕事や研究をきっかけとする新たな居住者や、町外で暮らしながら町に関わりを持ちたいと考える人も多くいます。これらの方々がつながり、交流していくことが大切です。

令和4年7月に大熊インキュベーションセンターが開所し、起業を目指す若者や、高い技術力を持つ企業が集まる環境が整いつつあります。令和5年4月には学び舎ゆめの森が町内で開校し、8月には新校舎での教育も始まりました。このように大熊町の未来を担う人づくりに力を入れていくことと同時に、かつての大熊町の歴史や町の魅力・良さ、震災や原子力災害を教訓としたまちづくりを考えていくことも大切です。

以上を踏まえ、「暮らし・生活」「つながり・交流」「人づくり・未来」の観点から3つの理念を定めます。

暮らし・生活

理念1

町民一人一人の安心で充実した暮らしの実現

○取組

- ・住んでいる場所に関わらず、町民一人一人が心身ともに充実した日々を過ごすことができる環境をつくる。
- ・帰町を迷っている人が帰町を選択できるよう、町内の生活基盤を充実させるとともに、居心地の良い場や楽しみ・生きがいづくりを行う。

○目指す姿

- ・みんなが、暮らしのなかで生きがいを見つけ、心身の健康を保っている。
- ・暮らしの安全・安心が確保されている。
- ・帰町を後押しするインフラやサービスが確保されている。
- ・町内外で、町民コミュニティが形成されている。

つながり・交流

理念2

大熊町への自分に合った関わり・交流を育む町

○取組

- ・立場や状況の異なる様々な人々が、自分に合った過ごし方、関わり方ができる場所や交流機会を設ける。
- ・町民や、町に想いを持つ人・企業がまちづくりに関わり、一緒に活動できる環境をつくる。

○目指す姿

- ・自らのペースややり方で関わるができる町になっている。
- ・まちづくりに様々な人が関わり、魅力的な町になっている。
- ・多様な文化・業種の人々により、新たな取組や産業が展開され、町を支える新産業が創出されている。

理念3

ふるさとの想いを伝え、これからの担う人づくり

○取組

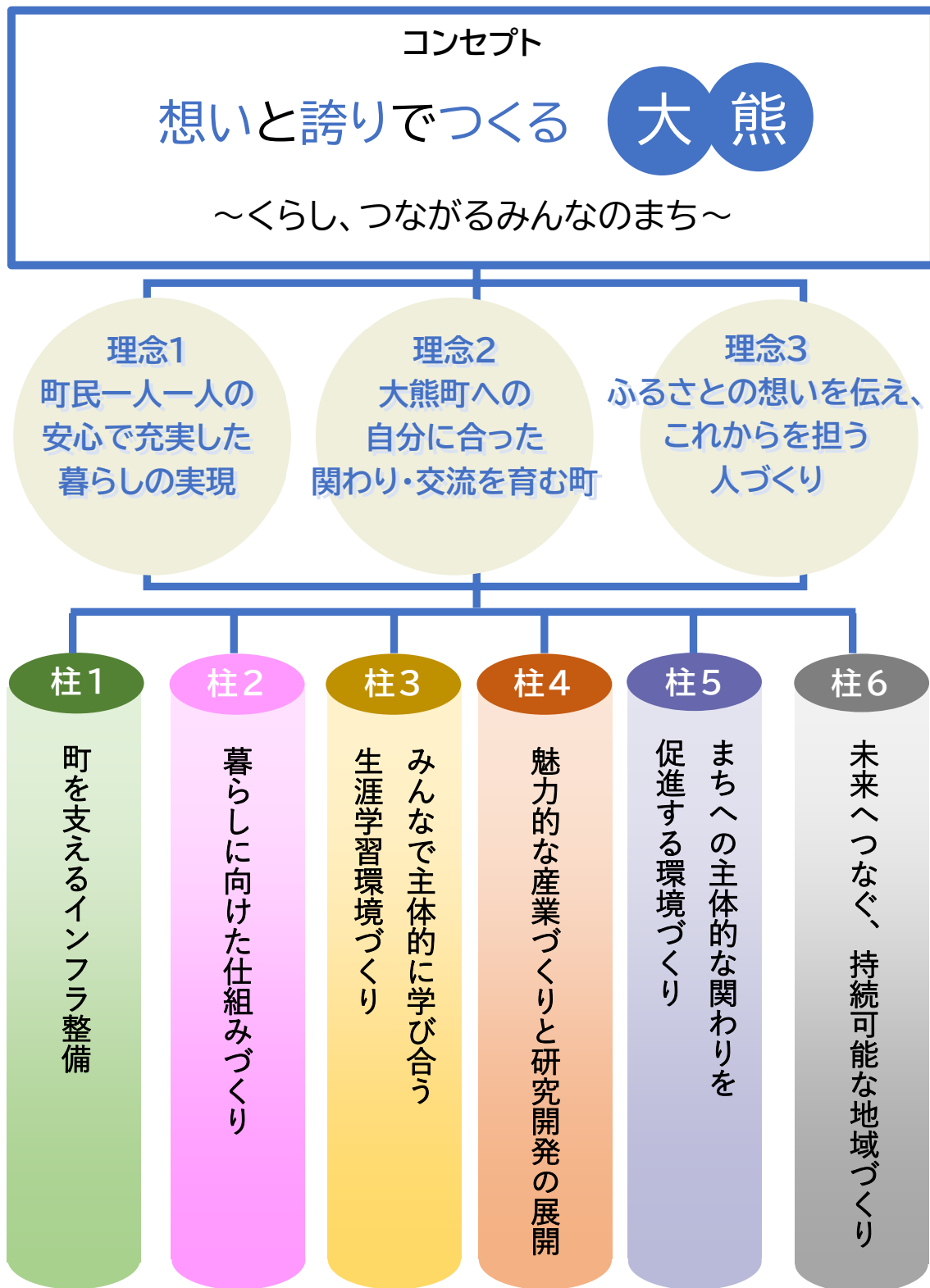
- ・自ら課題を発見し、解決策を考え実行することができる人材の育成につながる教育を実施する。
- ・まちづくりに関わる人材を育成するために、主体的な学びの場を提供する。
- ・町で育った人材が各分野のトップランナーとなるよう、彼らが積極的にチャレンジできる環境を整える。
- ・震災・原子力災害の教訓を発信し続ける。

○目指す姿

- ・「学びのふるさと おおくま」に誇りを持ち、「大熊の未来」を想う子どもになっている。
- ・学びを通して多くの町民の人生が豊かなものになっている。
- ・主体的にまちづくりに関わることに誇りを持つ人が増え、様々な活動が自主的に行われている。
- ・ふるさと大熊の歴史、文化が承継されている。
- ・震災・原子力災害の教訓が多くの人々に伝わり活かされている。

(3) 施策の6つの柱

第三次復興計画におけるコンセプトや3つの理念を踏まえ、10年間のまちづくりを支える施策の6本柱を定めました。これに基づき、まちづくりに取り組んでいきます。



(4) 目指す姿

第三次復興計画におけるコンセプトや3つの理念を踏まえ、計画期間中に実現を目指す大熊町の全体像と目指す姿を整理しました。

まちづくりに重要な3つの時点

- ① 産業交流施設及び商業施設（JR 大野駅西口）の開業 令和6年度冬
- ② 特定帰還居住区域復興再生計画の完了 計画期間の中期を目指す
- ③ 避難指示解除区域の安心できる生活環境の整備 令和16年3月

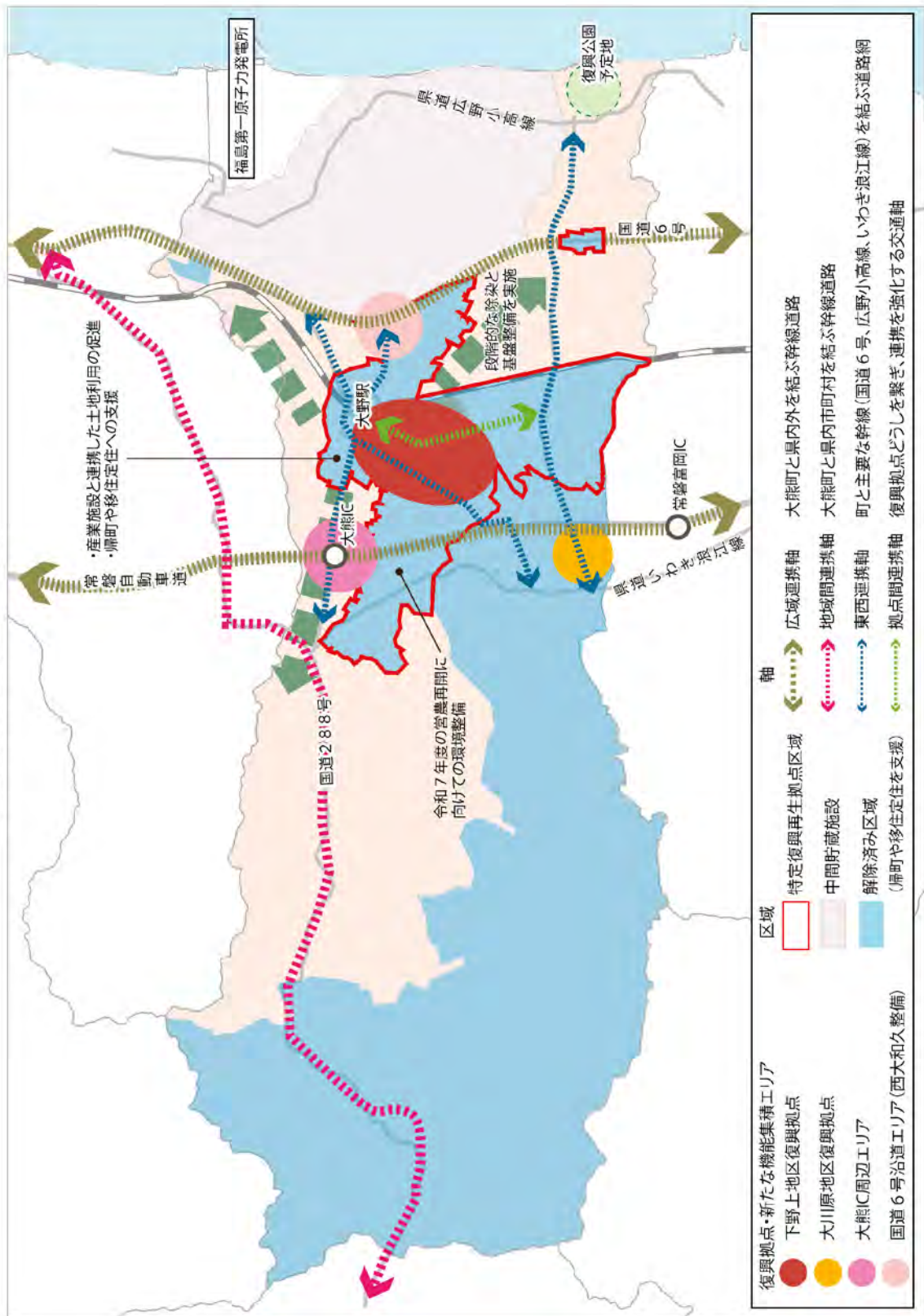
現在実施が決定している事業のうち、未了の主な事業は次の通りです。

名称	完了時期（予定）
大熊中央産業拠点	令和5年度整備完了予定
下野上地区スマートコミュニティ	令和5年度整備完了予定
大熊西工業団地	令和5年度一部整備完了（令和6年度完了予定）
大野南住宅エリア再生賃貸住宅	令和6年度春入居開始予定
原住宅エリア再生賃貸住宅	令和6年度春入居開始予定
産業交流施設	令和6年度冬開所予定
商業施設（JR 大野駅西口）	令和6年度冬開所予定
町道東67号線（錦台工区、熊町工区）	令和6年度開通予定
原住宅エリア宅地分譲	令和6年度一部分譲開始予定
大野駅東住宅エリア	令和8年度宅地整備完了予定
社会教育複合施設	令和9年度完成予定

また、上表以外に今後計画・検討していく主な事業は次のとおりです。

名称
西大和久地区整備（大和久地区）
総合運動施設整備（下野上・熊地区）
大熊IC周辺整備（野上・下野上地区）
新産業団地整備（交通アクセスの優れた地区など）
坂下ダム小水力発電施設整備（大川原地区）
大規模太陽光発電施設整備（除染済エリア）
大野南住宅エリア宅地分譲
居宅介護サービス施設 ※福祉の里構想に基づく
町道東63号線の整備
各拠点間を結ぶ町道の整備や機能強化
復興公園整備（熊川地区）

目指す姿(令和16年3月) 大熊町全体



第4章

取り組む施策

柱1 町を支えるインフラ整備

P28～36

柱2 暮らしに向けた仕組みづくり

P37～44

柱3 みんなで主体的に学び合う
生涯学習環境づくり

P45～52

柱4 魅力的な産業づくりと研究開発の展開

P53～61

柱5 まちへの主体的な関わりを
促進する環境づくり

P62～65

柱6 未来へつなぐ、持続可能な地域づくり

P66～73

〇SDGs 目標アイコンの記載

復興計画で示す取り組む施策は、持続的な地域づくりを目指したものであり、SDGsで示される17の目標達成に貢献する取組でもあります。

各取組に、対応する目標のアイコンを示します。



SDGsの国際目標

(出典：持続可能な開発目標 (SDGs) 達成に向けて日本が果たす役割)

柱1 町を支えるインフラ整備

基本的な考え方

- ・大川原地区復興拠点・下野上地区復興拠点・大熊 IC 周辺エリア・国道 6 号周辺エリア（西大和久）の整備を推進するとともに、地区間の連携を強化することで、誰もが暮らしやすい町土を形成します。
 - ・国による除染や空間放射線量率環境モニタリングの実施、放射線に関する情報の発信や防災・防犯対策により、安全・安心なまちをつくります。
 - ・早期に帰町ができるように、暮らしや産業の基盤となる道路・公共交通や上下水道の復旧・整備を進めます。
 - ・ふるさと大熊を象徴する豊かな自然を活用し、遊びやレクリエーション、居心地の良い居場所となる公園・緑地・広場を整備します。
 - ・ユニバーサルデザイン（※）の視点に立ったバリアフリーな施設・設備を整備するとともに、魅力的な街並みをつくります。
- （※）年齢や能力、状況などにかかわらず、できるだけ多くの人が使いやすいように、製品や建物・環境をデザインするという考え方

（1）復興拠点と新たな機能集積エリア整備



1) 取組の背景

大熊町は、大川原地区に、役場庁舎や教育施設（学び舎ゆめの森）、医療・福祉施設（診療所・社会福祉協議会・グループホーム）や交流・宿泊温泉・商業施設、公営住宅（災害公営住宅・再生賃貸住宅）等を集約した復興拠点を整備しました。また、JR 大野駅周辺及び下野上エリアを下野上地区復興拠点として、住民の帰町や町外からの移住を受け入れる環境の整備に取り組んでおり、この2つの拠点を中心に、様々な機能を集約した利便性の高い市街地を形成します。

大川原地区復興拠点、下野上地区復興拠点、大熊 IC 周辺エリア、国道 6 号周辺エリア（西大和久）において、町内 4 つの機能集積エリアが連携した、誰もが暮らしやすい町を目指します。

2) 取り組む施策

①大川原地区復興拠点の管理・運営

大川原地区復興拠点では、役場庁舎、医療・福祉施設（診療所・社会福祉協議会・グループホーム）、教育施設（学び舎ゆめの森）、交流・宿泊温浴・商業施設（交流ゾーン）、公営住宅（災害公営住宅・再生賃貸住宅）などの適切な管理・運営により、住民が暮らしやすい生活環境を実現します。

②下野上地区復興拠点の整備

下野上地区は、「下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設」として都市計画を決定しており、この計画に基づき、造成工事や施設整備を進めます。

震災前は中心市街地であった JR 大野駅西口の一角を大野駅西交流エリアと位置づけ、町内企業、廃炉や復興に携わる企業、町内で起業し成長した企業などが集う拠点となる産業交流施設を整備します。加えて、商業施設（コンビニ・飲食店・物販）や広場、社会教育複合施設を整備し、大野駅西交流エリアに賑わいを取り戻すことを目指します。

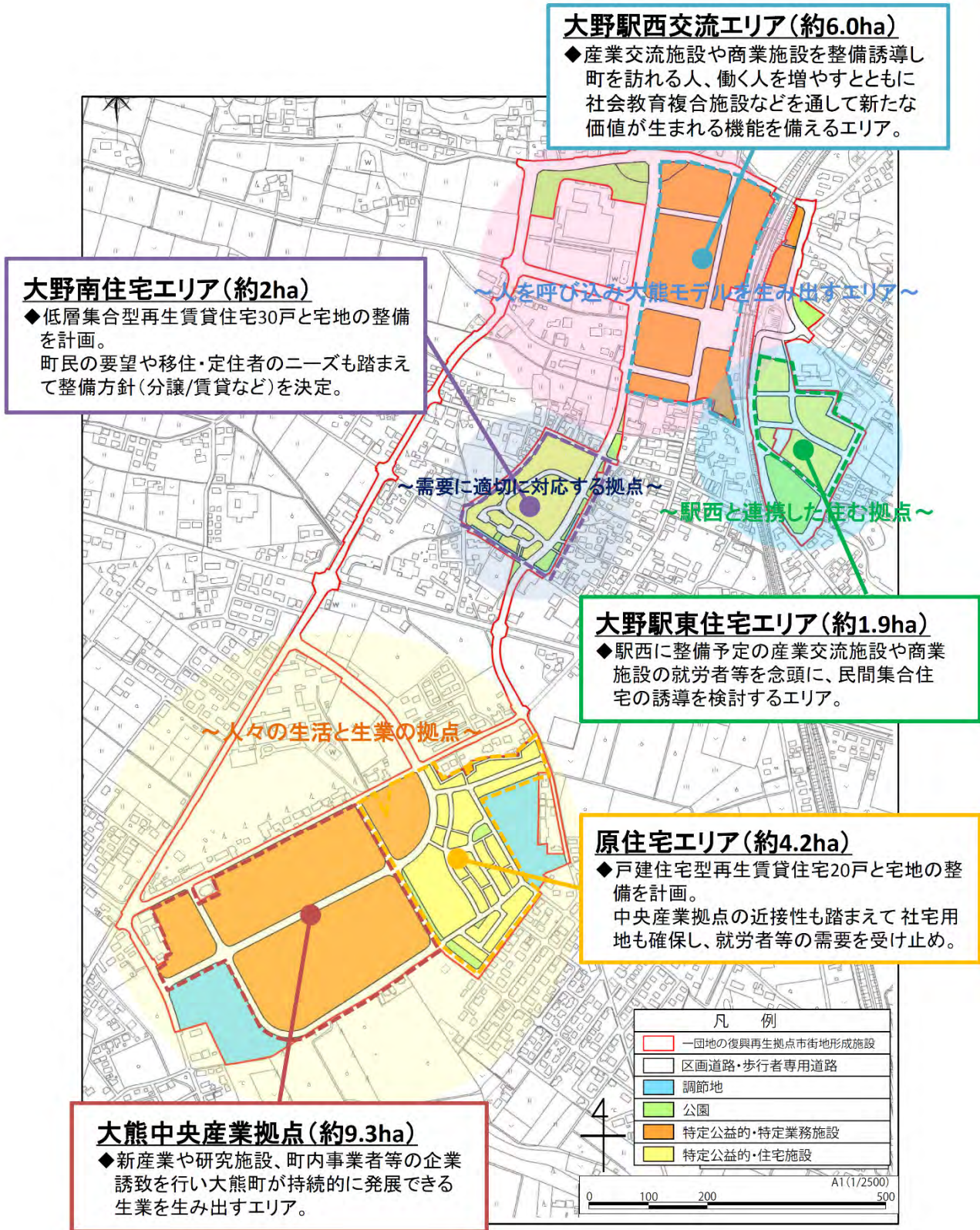
原住宅エリアでは、帰町者・移住者向けの再生賃貸住宅を 20 戸（戸建て）、大野南住宅エリアでは 30 戸（集合）を整備し、加えて今後の需要動向を踏まえながら、住宅の追加整備を行います。

また、大野駅東住宅エリアでは町が宅地造成し、その宅地を民間事業者へ貸付を行い集合住宅等の整備を検討していきます。

大野駅西交流エリアの整備イメージ



下野上地区復興拠点の開発イメージ

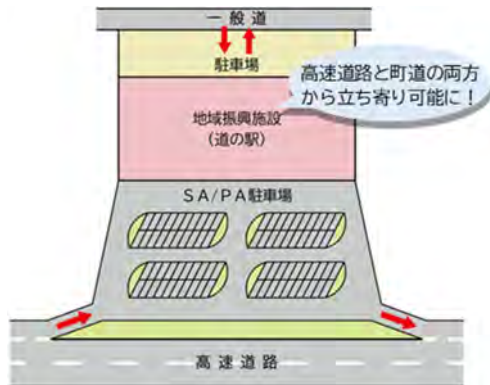


③大熊 IC 周辺エリアの整備

常磐自動車道の大熊 IC（インターチェンジ）は平成 31 年 3 月に供用開始され、IC に隣接する駐車場は除去土壌等の輸送車両の待機場所として利用される等、福島県全体の復興に寄与してきました。また、常磐自動車道は関東と東北を結ぶ大動脈として年々交通量が増加しており、かつ大熊 IC 周辺の休憩施設（SA・PA）の間隔は約 50 km と標準的な施設間隔の約 2 倍程度であることから、大熊 IC 周辺は常磐自動車道の新たな休憩施設としてのポテンシャルを秘めています。

大熊 IC 周辺に、常磐自動車道の休憩施設（駐車場等）と地域振興施設（道の駅等）を一体的に整備し、常磐自動車道・町道の両方からアクセス可能とすることで、人・モノ・サービスが行き交うエリアを生み出し、大熊 IC 周辺から町内の活力創出を目指します。

高速道路の休憩施設と
地域振興施設の整備イメージ



常磐自動車道の休憩施設



大熊 IC 周辺エリア



<p>休憩・飲食</p> <p>憩いの空間・飲食施設</p>	<p>情報発信</p> <p>情報提供機能</p>	<p>地域振興</p> <p>特産品等の物販施設</p>
<p>防災</p> <p>災害対応の活動拠点 (自家発電設備等)</p>	<p>交通拠点</p> <p>超小型 E V 等のハブ機能</p>	<p>ゼロカーボンの 実現に向けた施設を 目指します！</p>

地域振興施設(道の駅)に求められる主な機能

④国道6号周辺エリア（西大和久）の整備

主要な交通軸である国道6号に面しJR大野駅から近い西大和久地区に、商業施設（スーパー・ホームセンター等）を誘致し住民の利便性の向上を目指すとともに、町民の健康増進や地域の交流を目的としたパークゴルフ場を整備します。また、福島国際研究教育機構（F-REI）や大熊インキュベーションセンターなどから生み出される企業や研究施設等を誘致します。

⑤地区間の連携強化

大川原地区復興拠点、下野上地区復興拠点、大熊IC周辺エリア、国道6号周辺エリアの4箇所を結ぶ良好なアクセス確保に向け、町道の整備や多様な施策に取り組みます。



（2）安全・安心確保

1）取組の背景

帰町や移住、企業立地の促進には、放射線に関する正確な情報を発信していくことが第一です。避難指示が解除された区域においてはおおむね除染が完了しており、日常的に生活しても放射線被ばくのリスクは十分に小さくなっていることを確認していますが、未除染箇所に隣接するところなどでは、比較的放射線量が高い場所が存在する可能性があります。より詳細な放射線量の情報を発信していくことが重要な課題です。

また、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴い、大熊町における利用可能な土地の範囲はこれまでよりも大幅に広がりました。今後、同区域内での居住再開や特定帰還居住区域における除染開始等により、さらなる帰町者や移住者の増加が期待されます。交通・防犯といった面からも町内の安全・安心確保に努めます。

自然災害に対する防災対策については、近年全国的に災害の被害が激甚化しており、大熊町においてもその対策を考えていく必要があります。

2）取り組む施策

①放射線の継続的モニタリングと放射線不安に対する取組

避難指示が解除された区域においては、最終的な目標である年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下を目指し、継続して空間放射線量率環境モニタリングを実施するとともに、必要に応じて環境省に対し、フォローアップ除染等の対策を求めています。さらに、未除染の建物等についても、引き続き早急の対応を環境省に求めています。

また、特定帰還居住区域の除染については、国に対して、これまでの除染方法にとらわれない柔軟な対応を求めるとともに、除染実施の際は、空間線量率低減の効果等について町による検証を行います。

放射線不安に対しては、各種調査・測定を継続します。町の公式ホームページや広報誌のほか、役場や大野駅に設置している情報サイネージ端末（※）等により、町内の正確な空間線量情報を発信するなど、より効果的な情報発信に努めます。

（※）液晶画面を使用し情報発信を行う設備

現在実施中の主な取組

- ・個人線量計等の貸与
- ・希望者への個人敷地内における空間線量調査
- ・井戸水の放射能濃度測定 等

②廃炉作業と中間貯蔵施設に関する取組

今後も継続される福島第一原子力発電所の廃炉作業については、東京電力に対し、安全確保を最優先とした着実かつ透明性のある廃炉作業を求めていくとともに、関係機関と連携し作業の安全性やリスク管理について確認・監視していきます。また、国や東京電力等の関係各所に対して、安全・安心に関する情報発信をより分かりやすく、積極的に行うように働きかけます。

中間貯蔵施設については、除去土壌等が安全に管理されていることを確認しつつ、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法による最終処分期限である 2045 年までに県外処分が行われるよう、国に働きかけていきます。

③町内の防犯対策

避難指示解除区域の拡大を受け、警察・消防や民間事業者への業務委託によるパトロール体制の強化に努めます。また、町内に約 70 箇所設置している防犯カメラの設置拡大や、新たな防犯灯の設置を推進します。さらに、現在実施している家庭用防犯カメラの設置費用の助成をはじめ、個人が実施する防犯対策への支援を検討します。

④新たな防災機能の確保

避難指示解除区域の拡大を受け、役場に設置している災害対策機能棟に加え、下野上地区復興再生拠点整備に伴う大野駅周辺における居住や企業立地の促進を見据え、特定復興再生拠点区域内において防災拠点等を整備し、防災力の強化を目指します。また、今後整備する各種公共施設においては、備蓄倉庫等の設置を検討します。

⑤防災情報の発信

大熊町では、令和 4 年 3 月に大熊町防災マップを作成し、ホームページにおいて発信するとともに保存版として冊子を全戸に配布しています。本マップには、各種災害に関する情報や災害時の備えについて示しています。帰町者や移住者、立地企業にこの内容を広めてい

くとともに、今後の被害想定調査や新たな計画策定状況に応じて、定期的な見直しを行います。

⑥通学路等の安全確保

大熊町では、学び舎ゆめの森が開校し、大川原地区復興拠点内では通学路への歩道設置などの交通安全対策を実施しました。今後のさらなる帰町者や移住者の増加等の状況を踏まえながら、新たに通学路を指定するとともに、関係機関と連携を図りながら、通学路等の安全対策を進めます。

(3) 特定復興再生拠点区域外のまちづくり



1) 取組の背景

特定復興再生拠点区域外については、令和3年8月に「国は2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく」との方針が示され、令和5年6月に福島復興再生特別措置法を改正し、「特定帰還居住区域」(※)を設定できる制度が創設されました。

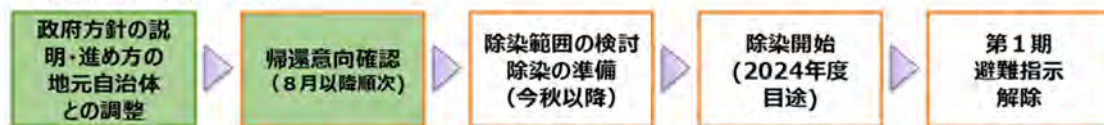
(※) 特定帰還居住区域には、特定復興再生拠点区域及び中間貯蔵施設の区域を含まない。

これに伴い、令和4年に実施した帰還意向調査の結果や特定復興再生拠点区域との位置関係、町内の放射線量などを考慮し、町は下野上1区を先行的に「特定帰還居住区域」とする計画を国に申請し、令和5年9月に認定されました。今後は、さらに帰還困難区域が残る行政区を計画に追加し、町内の避難指示解除区域の拡大に向けて取り組んでいきます。

特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方

<特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の方針(2021年8月 政府決定)>

<今後の流れ(イメージ)>



地元自治体とよく御相談し、「意向確認」→「除染」→「避難指示解除」のサイクルを、2020年代をかけて、複数回(第1期⇒第2期⇒……)行う。

2) 取り組む施策

①段階的な特定帰還居住区域の取組

町は「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、特定帰還居住区域を定め、区域内の除染・インフラ復旧を進めることにより、当該区域の避難指示解除を目指します。将来的には町内全域の避難指示解除を目指します。

②避難指示解除後の生活環境整備

避難指示が解除された地域については、帰町後の利便性向上のため移動販売車の運用や生活支援バスの運行を検討します。また、防犯・防災・害獣対策等も行い、安全・安心な生活を送れるよう環境を整える施策を行います。



(4) 道路・上下水道整備

1) 取組の背景

特定復興再生拠点区域の避難指示解除により、今後の本格的な帰町や移住が期待されます。加えて、特定帰還居住区域について国の方針が示されたことにより、一部地区において先行除染を実施する見通しであり、帰町意向に応じたさらなる居住範囲の拡大が進む見込みです。

2) 取り組む施策

①道路の整備

町内の道路網については、タテの国道6号や県道いわき浪江線と連結し、町内拠点を結ぶ東西連絡道路の整備を進めます。特に、町役場と国道6号を結ぶ町道東67号線は令和6年度の完成を目指し、そこからさらに県道広野小高線へつながる町道東63号線についても、復興公園予定地等とのアクセスを見据え、早期の完成を目指して整備に取り組みます。

国道288号については、中屋敷トンネルの開通や一部道路拡幅が実施されていますが、浜通りと中通りを結び、災害時には避難道路となる重要な幹線道路であることから、引き続き国・県に対して道路拡幅や大雨等に備えた防災対策の実施等を要望します。

また、特定帰還居住区域については、これからの計画策定に合わせて、帰還に必要な道路の復旧を進めます。

町内の各拠点間の移動や周辺地域へのアクセス機能の向上、発災時の避難動線としての利用も見据え、安全・安心な道路網を形成します。

町道東63号線、67号線の整備箇所



②上下水道の復旧・整備

上下水道については、特定復興再生拠点区域の全域を令和6年度までに復旧し、特定帰還居住区域については、これからの計画策定に合わせて、町民の帰還に遅れることがないように管路や施設の復旧・整備を進めます。また、将来の人口動態や土地利用を見据えながら、効率的な上下水道計画を検討します。

(5) 公園・緑地・広場整備



1) 取組の背景

実施した町民アンケートやまちづくりワークショップでは、多くの町民が大熊町の自然に対して愛着を持っていることがわかりました。また、自然を活かしたまちづくりを進めて欲しいとの意見が寄せられました。

2) 取り組む施策

①レクリエーションやスポーツの場となる空間整備

大川原地区復興拠点では、頭森公園のほか、教育施設周辺に子育て広場の整備を検討します。また、大野駅西交流エリア整備の一環で、人々が交流する広場空間を整備します。

さらに、町民の健康維持と楽しむ場の創出のため、西大和久地区へパークゴルフ場の整備を進めるとともに、原・旭台地区に総合運動公園（仮）の整備を検討します。

熊川海岸周辺に予定している復興公園については、帰還困難区域の避難指示解除の方向性を見据えながら計画を進めます。

頭森公園



パークゴルフ場のイメージ



(かつてのふれあいパーク)

柱2 暮らしに向けた仕組みづくり

基本的な考え方

- ・生活を支える各種支援や帰町・移住定住促進に向けた取組を実施します。
- ・帰町や移住定住の促進に向け、医療・福祉や買い物・飲食、日々の楽しみといった生活に必要な各種機能の確保に向けた取組を実施します。
- ・住んでいる場所や町への関わり方によらず、みんなが分け隔てなく交流し、新たなつながりを生み出すための各種取組を検討します。

(1) 生活・帰町・移住定住支援



1) 取組の背景

「大熊町第二期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和2年3月）」では、令和9年に約4,000人の町内居住を目標としています。令和4年6月に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されました。加えて、令和5年に創設された特定帰還居住区域制度により、今後、町内の除染と避難指示解除が進んでいく見込みであることから、これら復興の状況を踏まえて、人口ビジョンについても随時見直しを行っていきます。

今後更なる帰町を推進していくためには、住宅や雇用の確保が重要であり、また子育て世代や子どもが安心して生活できる環境づくりが必要です。

町の復興やまちづくりの担い手として、多くの方を呼び込むことが重要であり、そのためには、大熊町移住定住支援センターの運営をはじめとした移住定住に関する各種施策を充実させます。

加えて、町民ワークショップでは、帰町や移住を推進するために、お試し居住ができる環境の整備や、二地域居住・週末居住といった多様な居住形態を求める声がありました。

2) 取り組む施策

①町内生活を支える各種支援

生活循環バスをはじめとする町内交通の拡充に加え、帰町や移住の受け皿となる住環境の整備など、町内での暮らしを支える環境の向上に努めるほか、町内で新たに、あるいは再び暮らしをはじめられるよう、各種支援を周知・実施します。

現在実施中の主な取組

- ・被災者生活再建支援制度に関する受付等
- ・高速道路の無料措置に関する受付等
- ・引っ越し費用や清掃費に対する補助金
- ・生活循環バスの運用 等

②帰町や移住定住促進に向けた取組

移住定住の促進に向けて移住定住支援センターを活用し、大学生等を対象としたインターンシップの受入れや町内見学ツアーの実施、お試し住宅の運営などを通して、町の魅力や認知度向上、来訪機会の創出と再訪促進に取り組みます。

また、町内不動産の利活用に関するマッチング支援を行うことで不動産の有効活用を図りつつ、町内の住宅需要に応じて、新たな住宅整備や分譲等宅地整備を進めていきます。

さらに、町外で生活基盤を確保している町民が、大熊町内における二地域居住や週末居住を実現するために必要な支援を検討します。

現在実施中の主な取組

- ・住宅の取得や修繕に対する支援
- ・賃貸住宅の家賃への支援
- ・移住定住支援センターの運営
- ・移住定住に関する広報・PR
- ・不動産利活用の促進 等

③子育て支援

安心して子育てできる環境づくりを目指して、子育てに関する包括的支援を実施します。また、子育て世代にとって居心地の良いまちとなるよう、学び舎ゆめの森の活用や交流施設等を管理する民間事業者との連携による既存空間を活用した子どもの遊び場の提供や、子育て支援住宅の整備・供用を行いながら、子どもや家族連れの居場所の確保に取り組みます。さらに、子ども家庭センターの設置を検討し、母子保健・児童福祉・教育部門等の関係機関が連携し、妊娠・出産・子育ての切れ目ない相談・支援を目指します。

現在実施中の主な取組

- ・母子保健事業、予防接種助成（小児インフルエンザ、おたふく）
- ・出産祝い金
- ・児童手当、子ども医療費助成
- ・チャイルドシート等購入設置奨励金
- ・保育サービス、預かり保育 等

遊び場のイメージ（左：大熊町交流ゾーン 右：遊具のある公園）



④交通の取組

避難指示解除に伴い居住範囲が拡大する一方、日本全体の人口減や高齢化が、大熊町にも波及することが考えられます。日々の暮らしを支える大熊町に適した公共交通網のあり方を検討します。

現在運行している生活循環バスを町内の公共交通施策の中心としながら、交通弱者等の移動手段の確保や利便性向上のため、デマンド交通の導入など、町内交通の充実に向けた取組を検討します。

すでに導入されている電気自動車のシェアサービスなどを通じ、ゼロカーボンの実現に資する将来の交通手段を模索し、加えて自動運転など ICT（情報通信技術）を活用した次世代交通についても導入の可能性を探ります。



(2) 大熊福祉の里づくりに向けた取組

1) 取組の背景

令和3年2月に大熊町診療所を開所し、翌年の令和4年4月には週1回であった診療日が週2回となりました。また、現在休止となっている県立大野病院の再開について、町は福島県に対してこれまで要望を続けてきましたが、令和4年8月に県立大野病院の後継となる双葉郡の中核的病院を大熊町内に整備していく方針が示されたところです。令和5年11月には基本構想が策定され、本病院の整備により大熊町の医療環境が大幅に向上することが期待されます。

平成31年に、「つなげるあしたの大熊構想 大熊町福祉の里構想」を策定し、福祉政策に係る3つの視点と施策展開案を定めました。令和4年3月には、「大熊町地域福祉計画」を策定し、福祉の観点から地域ぐるみでまると地域を支える仕組みづくりを進めるための指針を示しました。

つなげるあしたの大熊構想 大熊町福祉の里構想
3つの視点と展開施策案

つなげるあしたの大熊構想 福祉政策 まちづくり 3つの視点と展開施策案	<p>視点 1 ふるさととしての大熊</p> <p>居住するにせよ、訪問するにせよ、「帰れるふるさがある」ということがまず何よりも大切です。変わってしまった風景もありますが、変わらない風景もあります。ふるさとを感じる風景を守ることは、過去の大熊と現在・未来の大熊をつなぐことでもあります。</p>	<p>展開施策案</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 里山、古民家、農地、水等原風景の再生 ● 安心して暮らせる介護・福祉施設の整備 ● ICTを活用した家族とのコミュニケーションシステム ● 高齢者の就労参加機会作り ● たまに帰れる宿泊施設、立ち寄れる集会所の整備
	<p>視点 2 ともにつくる大熊</p> <p>新しい大熊のまちづくりは少数の住民によってスタートします。サービスを提供する側と受ける側が完全に分かれるのではなく、それぞれができることをやる、互いに助け合う町を目指します。高齢者、障がい者、様々な困難な状況にある方、誰もが生きがいを感じながら暮らせる環境をつくりたい。</p>	<p>展開施策案</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者・障がい者が学べる・働けるしくみ ● 仕事付き高齢者住宅 ● 高齢者が子育てに関わるしくみ ● 先進的な福祉・まちづくり政策により外部人材を集める ● 全町民が役割・居場所を持つ ● 全町民による来客のおもてなし <p>担い手不足の解消に向けた重要なポイント</p>
	<p>視点 3 次世代へつなぐ大熊</p> <p>世界的にも珍しい困難な状況を逆手にとり、内外から多様な知恵と力による協力を募り、住む人だけでなく通う人を含めて、外部の若い世代に積極的に関わってもらおうとします。また、将来的には子育て世代が安心して暮らすための支援体制を、施設・仕組みの両面から整えていきます。</p>	<p>展開施策案</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子育て施設としくみの整備 ● 高齢者が子育てに関わるしくみ ● まちづくりに参加する外部人材が交流する場 (住民との交流・外部人材同士の交流) ● 移住希望者を受け入れる体制づくり

現在の町内居住者は比較的若い人が中心となっており、その多くは移住者や復興整備・廃炉産業等の従業員です。また、帰町者については高齢者が多くを占めています。

町内での暮らしについては、在宅福祉サービスや医療サービスの不足、介護が必要な高齢者や障がい者の施設通所までの距離、福祉人材が足りないなど、課題も多くみられます。

そのため、帰町促進には町内の福祉基盤の充実が重要です。今後の帰町・移住の促進、帰町者・移住者が今後高齢化していくことを見据え、福祉基盤を強化することが課題です。

町民が、自立した生活を送るためには、一人一人が健康意識を高め、ライフステージに応じた望ましい生活習慣を定着させるとともに、生活習慣病などの早期発見・早期治療に努め、重症化させないことが大切です。

2) 取り組む施策

①福祉・介護サービス構築の取組

多様な福祉課題を抱える大熊町においては、サービス等については今あるものを最大限に活用した柔軟な手法への転換や自助や互助の活動を進めていく必要があります。

そのため、保健・福祉などが連携した分野横断的なサービス導入の検討、多機関・多職種との連携による包括的な相談支援体制の構築を支援します。

また、福祉・介護施設の整備については、運営を担ううえで必要となる人材の確保を進め、高齢者保健福祉計画等にて段階的に居宅介護サービス施設の検討から始め、長期的には介護福祉施設の整備を検討します。

なお、運営主体は社会福祉法人等の民間事業者を念頭におきながら、施設整備等の役割分担も考慮し、民間事業者の活用を図ります。

②健康支援・介護予防の連携

保健センターや地域包括支援センターを中心に、様々な機会を通じて町民の健康意識を高めるように啓発し、健康診査・各種検診、母子保健事業、生活習慣病の予防や重症化予防、介護予防や認知症予防など、ライフステージに即した町民の健康づくりを支援するとともに、町外の避難先においても現在実施している出前健康講座の継続を検討します。また、予防接種法に基づく予防接種等を行うことによる町民の健康保持に取り組み、さらに運動を町民生活に取り入れてもらえるように、心身の健康づくりを支援します。

③外出支援サービス

高齢者の方等が負担なく移動可能な交通手段の確保を検討します。また、町外における外出支援サービスも引き続き実施していきます。

町内においては、駐車場の確保と思いやり駐車場制度を推進します。

現在実施中の取組

- ・通院支援サービス（町内）
- ・月2回程度の外出支援サービス（介護や介助、支援が必要な高齢者・障がい者で、いわき市、郡山市、会津若松市に居住する町民対象）等

④医療体制の強化

現在の県立大野病院の立地場所に、後継となる双葉郡の中核的病院が整備される方針が示されたことから、病院の早期設置と環境整備に向けて県との協力を図り、町診療所についても、町民が安心して生活できるよう安定的な運営を進め、中核的病院と連携し町内医療体制を強化します。

また、現在町内に院外処方可能な調剤薬局がないことから、町内への設置についても要望していきます。



(3) 買い物・食事

1) 取組の背景

帰町者、移住者、将来的に戻りたいと考えている人、まだ判断がつかない人、いずれも町民アンケートでは、買い物施設が必要であると回答しています。

今後、避難指示解除される区域の拡大に伴って帰町者や移住者の増加が期待され、居住地が広範囲にわたることが予想されるため、大川原地区復興拠点以外にも買い物施設が必要となります。

また、居住者の高齢化に伴い、自動車の運転が難しい人が日用品や食料品を購入するためのサービスが必要となると予測されます。町民アンケートを見ても、移動販売・食事宅配サービスへのニーズは高く、また、町民ワークショップでは、楽しみや憩いの場としての飲食店を求める意見が出されています。

2) 取り組む施策

①大野駅西交流エリア商業施設の整備

特定復興再生拠点区域の避難指示解除により、再生賃貸住宅の整備や民間賃貸住宅等の再開が進んでいます。これと並行して買い物環境等を充実させるべく、大野駅西交流エリアに公設の商業施設を整備し、コンビニエンスストアや飲食店、物販店を誘致します。

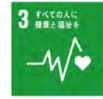
さらに、商業施設の第2期整備や商業施設南側用地については、民間事業者と連携をしながら整備を進めていきます。

②民間商業事業者の誘致

町内の主要な交通軸である国道6号沿線や町内居住者の利便性が高い地区に、スーパーマーケット等の商業施設の誘致を図ります。誘致先の場所については、対象企業等との協議などにより検討します。

③移動販売による利便性向上

町内の買い物環境の充実を図るため、民間事業者と連携しながら移動販売等のモデル事業を行い、町内での事業展開を図ります。



(4) 楽しむ機会づくり

1) 取組の背景

日々の暮らしには、町民それぞれが日常の中に楽しみを見出すことが大切です。町民アンケートや町民ワークショップでは、大熊町に対するイメージとして、「自然」や「農」といったキーワードが見られ、これらの要素を楽しむ機会として活用することが重要であると考えられます。また、町内では“モルック”や“ポッチャ”のようなニュースポーツ（世代を問わず楽しめるレクリエーション）等の新たな遊びを導入しています。

2) 取り組む施策

①生きがい農業の後押し

豊かでゆとりある生きがい農業のため、主として自家消費等を中心に営農再開される方を対象に個別聞き取り調査等を実施し、農業を再開する際の課題や農業継続のための条件等を把握し、支援を行います。

②多世代が交流する遊びやニュースポーツの導入

みんなで集まり交流できる運動・遊びやニュースポーツ実施の機会づくりを検討します。



(5) つながり・交流づくり

1) 取組の背景

大熊町の行政区は、避難生活中も総会や交流会を実施することでコミュニティの維持に貢献してきました。一方で、帰町や移住が進みつつも、町内では、回覧板や子ども会での芋煮会など、かつてあった地域コミュニティの活動がほとんど実施できていない状況にあります。

震災前後でコミュニティによる関わりが減少し、町民アンケートにおいても、半数以上の人が“十分ではない”または“どちらかというところではない”と回答しています。また、町外においても、避難先での孤立が依然として懸念されます。

そのほか、町民ワークショップでは、働くために一時的に町で暮らしている人々と、町民との交流機会を求める意見が出されました。

2) 取り組む施策

①町内外におけるコミュニティづくり

町内外で活動する民間団体のコミュニティ活動への支援を継続し、地域で交流する機会の確保を図ります。また、多様な交流を促進するため、地域のつながりに限定せず、町内・町外に縛られないテーマ型コミュニティ（※）の形成に向けて、交流機会を確保するための支援を検討します。さらに、帰町者と移住者が交流する機会の創出に向けた支援を検討します。

今後は子どもたちとの交流機会を設けることも重要です。学び舎ゆめの森の子どもたちと区域外就学している子どもの直接またはオンラインを活用した交流活動等を検討します。

（※）テーマ型コミュニティ：場所に限らず“好きなモノ・コト”や“興味のある分野”をきっかけとした集まり

②住民が集える場の提供

つながりづくりには、参加する「人」と実施する「事」に加え、人が集まる「場所」が必要です。健康介護予防体操、物づくり、認知症カフェ等、住民がコミュニティ活動を行う場所となるサロンの開設を検討します。また、自主的なサロンづくりに向けた支援を検討します。

③町外居住者の町とのつながりづくり

町外で暮らす町民と町との間のつながり維持や、帰町を促進するための町民と町との絆を維持する取組を検討するとともに、広報紙等により町内の復興状況や生活環境、各種イベント情報等を継続的に発信します。

また、町外に住んでいる人が一時的に帰町するきっかけとなるような交流機会づくりに取り組めます。

④子育て世代の交流

町内においては、学び舎ゆめの森を活用した、子育て世代が交流する事業の実施を検討します。避難先においては、子育てひろばの開催や居住する町民が立ち上げたサークル活動を支援するとともに、保護者同士の交流の場づくりを検討します。

⑤将来的なコミュニティの見直し検討

今後、帰町や移住が進んでいくことに伴い、町内におけるコミュニティのあり方について検討します。検討にあたっては、行政区等を中心とした震災前のコミュニティの活動を考慮しながら、町内に居住している方々のコミュニティづくりについて考えます。

柱3

みんなで主体的に学び合う 生涯学習環境づくり

基本的な考え方

- ・未来を担う人づくりを目指し、それに対応する教育環境をつくります。
- ・そのために、多様な学びの場、体験や出会い・交流、最先端技術の導入や時代とともに変化する教育のトレンドに対応した教育プログラムの開発等により、生涯学び続けることができる環境づくりに取り組みます。
- ・町民をはじめ、外部人材や多様な専門家との交流を通じた学びや遊びの機会を創出し、未来で活躍できる創造的思考（※）を育みます。
（※）問題に直面した際、従来の慣習に囚われず新しく有意義な着想を生み出す思考
- ・震災を教訓とし、ゼロカーボン宣言の町として、放射線・防災・環境教育に取り組みます。
- ・教育施設や教育機会を通じて、地域交流や多文化交流を促進します。
- ・かつての大熊町（ふるさとの歴史）や震災・原子力災害を伝承します。
- ・学び舎ゆめの森と新たに整備する社会教育複合施設を拠点として、「読書の町 おおくま」の精神を継承し、みんなが主体的に学び合う生涯学習環境づくりを進めます。
- ・スポーツを通して、町民をはじめとした様々な人々がスポーツに関わる機会を広げ、心身ともに健康な生活を送ることができる環境づくりに取り組みます。

（1）生涯学び続ける豊かな教育環境の創出



1) 取組の背景

大熊町では、町で学ぶ人が0歳～100歳まで体験し学び続けるシームレス（学校でも家庭でも、学びたいときに学びたい内容を、いつでも切れ目なく）な教育・学習プログラムや場の創出を目指します。それにより、地域課題や社会課題の解決に自ら取り組むための創造的思考力を育て、イノベーション人材（課題設定力・解決力と価値変換スキルを持つ人材）の育成を目指します。

学び舎ゆめの森は、「ゆめを見つける」「ゆめを分かち合う」「ゆめを育てる」を方針とします。そのスタートとして0歳～15歳までの一貫した教育に取り組み、生涯にわたり、幼稚園児のように、様々なものに興味を持ち、遊んで協働し、楽しみながら学び続けることに

より創造的思考を育み続ける人「生涯幼稚園児」の基礎を構築することが重要となります。
また、現在整備検討を進めている社会教育複合施設では義務教育の枠組みを卒業しても、誰もが生涯学び続けることができ、町に関わる全ての人の主体的な考えや行動を支え、自分らしく生きていくことを目指し、これを体現する場を目指します。

2) 取り組む施策

①一貫した教育に向けた施策

0歳から15歳までの一貫した教育実現に向けて、子どもたちの相互交流を促進するとともに、認定こども園・義務教育学校の教育に関わる人々が子どもたちや教育プログラムを共有すること等により、シームレスにつながる教育プログラムを検討します。

②学びの機会を保障する生涯学習環境の整備に向けた施策

社会教育複合施設の整備と並行し、学校・家庭・地域の教育力を高め、連携・協働による教育の充実・体験的な学びを提供するとともに、生涯を通じたスポーツの振興を図ることで社会の中でその成果を活かし、地域の歴史・伝統・文化を育み継承できる人・地域づくりの基盤となる施策を検討します。

大熊町は、原子力災害を経験した町であり、またこの経験を踏まえてゼロカーボンの推進による復興を目指す町でもあることから、官学協働による放射線教育、防災・環境教育の充実に取り組みます。

③生涯学習施策を推進する組織づくりと学校を核とした地域コミュニティづくり

持続可能な社会を目指して「各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献する」といった「知の循環型社会」は、生涯学習を支援する仕組みがあつてこそ構築が可能な社会です。その観点から、生涯学習を専門的に推進する組織をつくり、産学官が協力して、みんなが知恵を出し合い、主体的に学び合う環境を創るための施策を推進していきます。

学校が町内に帰ってきたことにより、校外学習などを大熊町内で実施することができる環境となったことから、学校教育に町民をはじめとした多様な人々が関わることにより、「地域で考えて、みんなで教育をつくっていく」ための取組を検討します。

④大熊町で学び続ける支援施策

大熊町で学ぶために必要な、就学援助・給食費補助・交通費補助等支援施策を継続します。
また、大熊町の子どもたちに対して義務教育課程後の教育を支援するために、奨学資金制度を継続して実施します。

(2) 幼児教育

1) 取組の背景

幼児教育は、生涯幼稚園児の基盤となる期間です。地域を支える人材育成に向けたスタートとして、自ら考えることを学ぶための教育プログラムが求められます。

2) 取り組む施策

①遊びながら学ぶ幼児教育プログラム

幼稚園の機能と保育園の機能、子育て支援機能を包含する幼保連携型認定こども園でもある学び舎ゆめの森において、義務教育課程に切れ目や継ぎ目なくつながるシームレス型保育を実施します。

幼児教育にあたっては、遊びの中で経験し学び、様々な人々と一緒に学んでいくことができる環境づくりを進めます。学び舎ゆめの森において、幼児が主体的に遊び込める環境を構築することで、一斉保育型から多様な個に対応した遊びへの転換を図ります。また、様々な町民や企業、研究者等が講師等として教育に参画するための仕組みづくりを検討します。

幼児教育の実施イメージ

SDGs の実現に向けた 幼児教育

町の教育理念	温故創新（先人に学び、新しい文化を紡ぐ教育）
温故	絵本の読み聞かせ、意図的かつ計画的な遊び、心の教育、幼小連携など、これまで取り組んできた教育（おおくまのDNA）を引継ぐ。
創新	これからの時代に求められる資質・能力の基礎を培うことができるように、アナログとデジタルの良さを生かし、多様な個に対応した個別最適な保育を保障する。

町の教育目標 愛と英知と活力 ～誇りを持って、自分の未来を切り拓いていく～



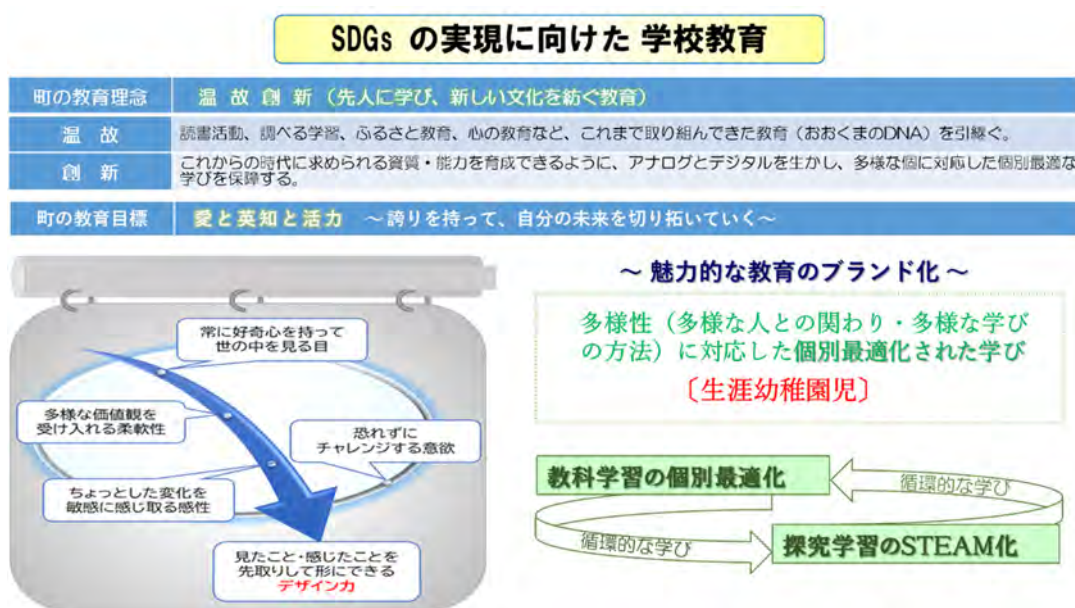
(3) 学校教育

1) 取組の背景

学校教育は、前期（小学校）1年生から後期（中学校）9年生まで、一貫した教育プログラムにより実施することが重要です。

幼児教育から一貫して、「見たこと・感じたことを先取りして形にできるデザイン力」を育むことを重要視します。学校教育においては、一人一人の多様性に応じた誰もが学び育つ環境の中で、今までにとらわれない新しい工夫や方法を積極的に取り入れ挑戦することにより、自分の資質・能力を伸ばし自分の人生を豊かに、そして幸せにするとともに、世界のどこにいても何をしていても「学びのふるさと おおくま」に誇り（プライド）を持ち、「大熊の未来」を考える子どもの姿を目指します。

学校教育の実施イメージ



2) 取り組む施策

① 魅力的な教育のブランド化

多角的な観点から教育環境を充実させ、教育のブランド化を図るとともに、学び舎ゆめの森の特徴的な教育について、積極的に情報発信します。また、教育に係る社会の動向を注視し、教育に関連する最先端の考え方やプログラムの導入を随時検討します。

教育のブランド化に向けた具体的な施策

- ・教育の STEAM（※1）化による探求学習の推進
- ・ICT 技術の活用による個人の関心・興味・資質に合わせた個別最適な学びの充実
- ・インクルーシブ教育（※2）

（※1）STEAM 教育・・・Science(サイエンス/科学)、Technology(テクノロジー/技術)、Engineering(エンジニアリング/工学)、Arts(アーツ/芸術・文化、生活、経済、法律、政治、倫理等)、Mathematics(マスマティクス/数学)の5つの頭文字をとった造語。様々な分野の教育を横断的に学び、応用し、想像力や創造的な方法によって問題解決を図ることができる人材育成に力を入れる教育方針を指す

（※2）人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組み

②地域財産を活用した教育の推進

大熊インキュベーションセンターの入居企業をはじめ、児童生徒と起業家が交流する機会を設けること等により、イノベーション人材の育成に努めます。また、児童生徒と町民が交流する機会を設けること等により、地域で起業し貢献する人材の育成に努めます。

③学校を核とした地域コミュニティづくり

学校が町内に帰ってきたことで、校外学習などを大熊町内で実施できる環境となったことから、町民をはじめとした多様な人々が学校教育に関わる「地域で考えてみんなで教育をつくっていく」ための取組を検討します。学校開放を通じて地域コミュニティづくりの一端を担います。

一例として、学び舎ゆめの森へのコミュニティ・スクール（※1）の導入と、多くの幅広い層の地域住民・団体等が参画する地域学校協働活動（※2）とを一体的に推進していく体制の構築を将来的に目指します。

（※1）コミュニティスクール・・・「学校運営協議会」を設置し、地域が学校運営に関与できる仕組み

（※2）地域学校協働活動・・・地域の住民・団体が教育に参画するとともに、学校を核とした地域づくりを目指し、地域と学校が連携・協働して行う活動

④国際理解教育の充実

義務教育課程において、異文化を尊重し、異なる文化を持った人々とともに生きていく資質や能力の育成や国際社会におけるコミュニケーション能力の育成等を目指し、国際理解教育の充実を図り、多文化共生の考え方が根付く取組を推進します。

⑤学校給食共同調理場の整備

現在、大熊町における学校給食は浪江町の共同調理場より運搬している状況です。しかし、浪江町では児童生徒が増加しており、福島国際研究教育機構（F-REI）の設立によって更なる増加が見込まれることから、いずれ大熊町への給食提供が困難となることが予想されま

ず。
学校の町内再開により、大熊町でも児童生徒が増加しているため、町内において給食が提供可能となる調理場の整備検討を進めていきます。



（４）社会教育

1) 取組の背景

大熊町や地域を支える人づくりに向けて、義務教育に留まらず、大熊町に関心を持つ人々が学び続け、学んだことを活かして人生を豊かにするとともに、地域課題の解決に向けてみんなで取り組む環境づくりを行うことが重要です。

2) 取り組む施策

①社会教育複合施設の整備

「大熊」という共通の関心ごとを持つ全ての人に、生涯学び続ける場を提供するために、学び舎ゆめの森を社会教育の場として活用するとともに、中心部である大野駅西交流エリアに、公民館、博物館、図書館の3機能を基軸として重なり合う機能を融合しながら、新たな社会教育複合施設の整備を進めます。社会教育複合施設は、「大熊で学ぶ」「大熊の記憶をつなぐ」をコンセプトに次に示す5つの活動方針に基づき、必要な機能を整備します。

社会教育複合施設の活動方針

活動方針①	大熊での学びを支える資料や情報を大切にする
活動方針②	先人が積み重ねた知識に学び、わたしの経験を共有する
活動方針③	他人を尊重し、仲間をつくる
活動方針④	わたしたちの生活や暮らす地域を豊かにするための一歩を踏み出す
活動方針⑤	一人でいても誰かと一緒でもいい、みんなの居場所をつくる

②主体的に学び、課題を解決するための学習プログラムの充実

施設整備に留まらず、主体的に学び、地域や自らの課題を解決するための土台となる教育プログラムの充実を図ります。

また、学び直しの機会を設けることを検討します。

③学習成果を発表する機会づくり

主体的な学びの促進に向けて、学習の成果をまちづくり、人づくりに活かすことができる生涯学習環境づくりに向けて、学び舎ゆめの森及び社会教育複合施設の2つの施設に留まらず様々な場所において学習成果を発表する機会を設けます。

④実践する人を応援する仕組みづくり

日常生活での疑問や課題、地域づくりについて自分で考え、実践する人を応援する仕組みづくりを検討します。

⑤多文化共生による多様な学びの場づくり

地域において、国際交流の充実と様々な形での姉妹都市交流を継続発展させ、町民が相互に交流し、多文化が共生する場づくりを検討します。

(5) スポーツを通じた健やかで楽しい「ひと」「まち」づくり



1) 取組の背景

町民の心身を健やかに保つために、町内外でスポーツに挑戦し、楽しみ、応援する機会を広げ、スポーツに親しむ環境を再構築し、スポーツを通じた「ひとづくり」「まちづくり」を着実に継続して進めていく必要があります。

2) 取り組む施策

①スポーツ行政基盤の充実

大熊町内及び避難先でスポーツを楽しむ個人や団体、指導者とのネットワークをつくります。原子力災害以降、活動ができていない町体育協会などのスポーツ推進組織の再構築や、まちづくり・地域活性化に取り組む組織との連携を図り、町民が主体的にスポーツに親しむための仕組みづくりを進めます。

②町民がそれぞれの場所でスポーツに取り組める環境整備

町民がそれぞれの暮らす場所でスポーツに関わることができるよう、現状や課題の把握に努めます。

また、町内でのスポーツ事業の再開について、まずは双葉郡や近隣市町村のスポーツ施設等を活用し、その後段階的に施設整備を進め、町内でスポーツを楽しめる環境整備を図ります。併せて、高齢になっても障がいがあっても、大人でも子どもでも、みんなが一緒に参加し、楽しめる“モルック”、“ボッチャ”といったユニバーサルスポーツを取り入れ、スポーツを通して地域と人をつなぐ環境づくりを進めます。

③地方スポーツ推進計画の策定

前述の施策①及び②の取組により、組織の再構築及び環境整備の方向性を見据えたうえで、町の具体的なスポーツ推進方針を定めた「地方スポーツ推進計画」の策定を目指します。



(6) ふるさと大熊の記憶の継承

1) 取組の背景

原子力災害により全町避難を余儀なくされた大熊町では、町の生活や文化に関する記憶の継承が課題になっています。そのために、大熊町に関係する記憶を保存し、未来につないでいくことが重要です。

2) 取り組む施策

①大熊の記憶をつなぐ

「大熊」という共通の関心ごとを持つ全ての人々が、「大熊」を学ぶことができるように、「大熊」に関する様々な資料（以下「大熊町資料」と呼ぶ）について、整備予定の社会教育複合施設で収集、保管、展示できる環境づくりに取り組みます。また、町民をはじめとする、「大熊」に関わる全ての人々とともに、大熊町での生活や文化に関する記憶を蓄積し共有できる仕組みづくりを検討します。

②独自の「大熊町文化財保存活用地域計画」をつくる

既存の文化財保護法上の「文化財」だけではなく、大熊町独自の価値観による大切なものを「大熊町資料」に加え、その保存と活用を目的とした「大熊町文化財保存活用地域計画」を策定します。「大熊町資料」には、これまでの「文化財」の枠組みでは捉えられない震災前の大熊町の面影を残すものや震災による影響を受けたもの等を、町が積極的に保存できる計画とします。特に原子力災害の影響を伝える震災遺構として、中間貯蔵施設区域に残されたもの（熊町小学校等）をどこまで、どのように保存していくかは大熊町独自の課題と捉えて、重点的に取り組みます。

また、保存だけでなく、交流を促進して関係人口を増加させるような活動に「大熊町資料」を活用させる計画とし、特に国登録有形文化財である古民家（石田家住宅・渡部家住宅）の有効活用を検討します。

渡部家住宅「新春もちつき大会」



柱4 魅力的な産業づくりと研究開発の展開

基本的な考え方

- ・ 営農再開に向けて、営農再開ビジョンに示した取組を中心に、担い手確保、農地の保全、収益化や効率化、新たな生産構造といった多角的な観点から各種施策を実施します。また、林業・水産業についても、関係者との話し合いをもとに事業再開に向けた支援を実施します。
- ・ 町内外の多くの人材や企業・研究機関が大熊町のまちづくりに関わることにより、持続的なまちづくりの実現を目指します。誰もが「チャレンジできる町」であるため、さらには「トップランナーとなりうる産業の創出」実現のために、大熊町の復興に資する起業家や企業を一貫して支援することで、産業基盤の構築を推進します。
- ・ 福島イノベーション・コースト構想のほか、福島国際研究教育機構（F-REI）が浪江町に設立されることを踏まえ、浜通り地域における産業の連携を図ります。
- ・ 帰町促進や働く場所確保のための、被災中小企業の事業再開に向けた支援を行います。



（1）農林水産業の再開に向けた取組

1) 取組の背景

大熊町の農林水産業を取り巻く環境は、震災後10年以上が経過したことで様変わりしています。担い手の高齢化、放射性物質への不安や鳥獣被害対策など、きわめて厳しい状況に置かれています。特に農業においては、地権者を対象とする意向調査で「大熊町の豊かな農地を守る」「深刻な担い手不足」が重要課題として挙げられており、これら課題の解決を図るためには、従来型の農業から新たな農業への変化・挑戦が強く求められます。

2) 取り組む施策

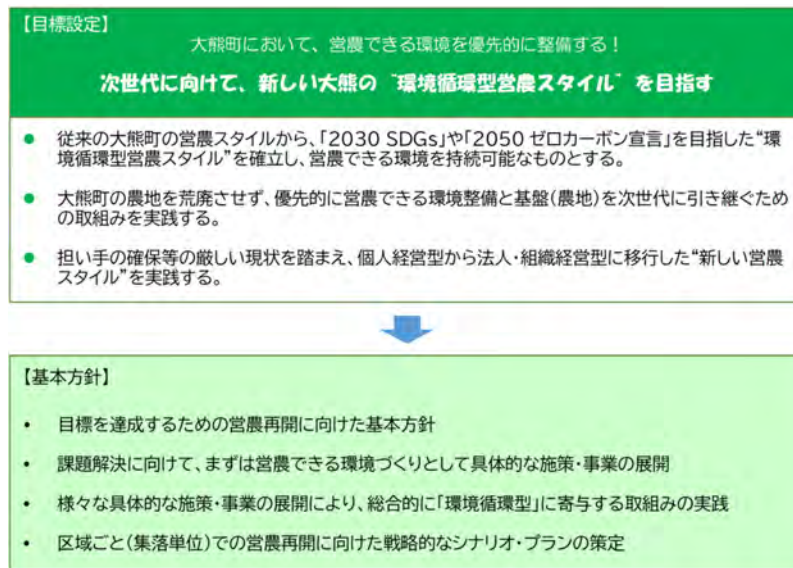
① 営農できる環境の整備

大熊町では、令和4年3月に、「大熊町営農再開ビジョン」を策定しました。本計画に基づき、営農再開に向けて、農地所有者の農地活用意向ごとに、「担い手確保」と「農地を守る」ために必要な取組を定め、実行していきます。

また、営農者や関係機関と協議しながら、穀物乾燥調製施設等の整備を進めるとともに、

ため池の放射性物質対策工事や鳥獣被害対策を実施することで、営農者が安心して営農できる環境をつくります。

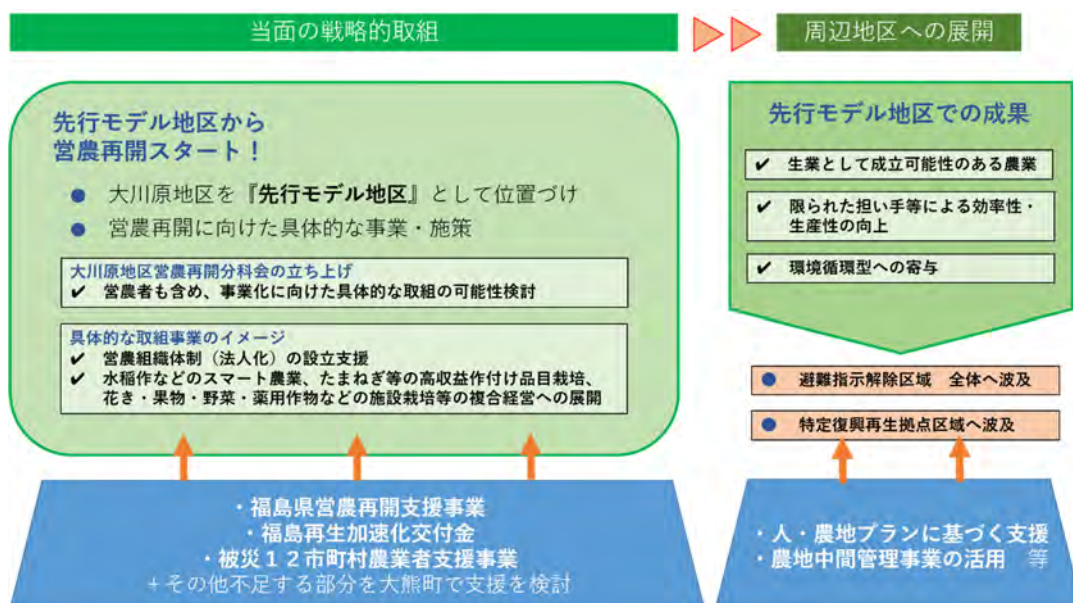
「営農再開ビジョン」の目標設定と基本方針



②戦略的営農再開に向けた取組

町内での営農再開を目指すうえで、10年後を見据えたビジョンとその実現に向け、戦略的に営農再開している姿を見せながら、着実に成果を上げていくことが重要です。そのために、大川原地区を「先行モデル地区」と位置づけ、具体的な取組を展開し、その成果を踏まえた周辺地区への展開を検討します。先行モデル地区においては、明確な担い手を確実に確保し、具体的に営農活動を再開するための体制を構築します。

戦略的・段階的な取組のイメージ



③先行モデル地区（大川原）における取組の方向性

水稲を中心に、そば、大豆、麦、加えて浜通り地域におけるタマネギの産地化も視野に入れて、早期の営農再開に向けた各種取組を実施します。また、管理耕作を含めた成果等を展開することで、周辺地区での営農再開に向けた波及効果と好循環を狙います。

④特定復興再生拠点区域における取組の方向性

地権者の意向も踏まえながら、早期に営農再開できるような営農環境を整備します。また、少ない担い手による大規模営農を可能とするため、既存の農地集約の際には受益者の費用負担が軽減されるよう福島再生加速化交付金などを活用した基盤整備を行い、効率的かつ生産性の高い農地の整備を目指します。

比較的大規模な農地においては、先行モデル地区（大川原）の中核的な担い手のほか、新たな農業の担い手の受入れも視野に入れ、各種取組を実施します。

⑤帰還困難区域における営農

帰還困難区域内の営農について、大熊町の重要な課題として、引き続き関係機関に要望します。また、特定帰還居住区域の営農については、国は「帰還意向と併せて住民の意向を確認し、地元自治体とも協議しながら必要な対応を進める」としており、関係機関と協議を継続します。

今後、国から避難指示解除の方針が示されれば、すでに避難指示が解除されている大川原地区などと同様に、農作物の作付け制限解除に向けた試験・実証栽培や農業用水利の復旧など営農再開に向けた環境整備を実施します。

⑥林業における施策

原子力発電所の事故による放射性物質汚染と、長期避難による森林整備・林業生産活動の停滞という状況を改善するため、森林所有者の意向を踏まえながら、町が放射性物質調査や森林整備等を実施します。

県の「ふくしま森林再生事業」を活用し、町が民有林などの間伐・更新伐等の森林整備や作業道の路網整備のほか、表土流出防止柵の設置などの放射性物質対策を一体的に進めることで、森林の荒廃を防ぐとともに放射性物質の拡散防止を図り、町内森林の再生を目指していきます。

⑦水産業における施策

河川周辺については、帰還困難区域に指定されているエリアが多く、活動は制限されていますが、環境調査などを実施している熊川漁業協同組合と協議を行いながら、鮭稚魚の放流など水産業再開に向けた支援を行います。

また、河口周辺に整備されていた鮭^{ひなぼ}孵化場や築場等についても、避難指示の解除状況等を踏まえながら関係者と復旧・整備について検討していきます。

(2) 福島イノベーション・コースト構想との連携



1) 取組の背景

福島イノベーション・コースト構想は、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトです。

「廃炉」「ロボット・ドローン」「エネルギー・環境・リサイクル」「農林水産業」「医療関連」「航空宇宙」6つの重点分野におけるプロジェクトの具体化を進めるとともに、産業集積の実現、教育・人材育成、交流人口の拡大、情報発信等に向けた取組が実施されています。

2) 取り組む施策

①福島イノベーション・コースト構想に基づく関連産業の誘致

福島イノベーション・コースト構想に示される主要プロジェクトの関連産業について、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構が実施するビジネスマッチングの取組と連携を図る等により、誘致に取り組みます。

②各種支援策の活用促進

町内企業や町内へ立地を考えている企業の産業交流や事業化、発表機会の確保等を図るため、各種支援策の活用を推進します。また、福島イノベーション・コースト構想の実現に向けて実施されている取組を発信します。

(3) 起業・立地から成長・定着まで一貫して 支える産業基盤づくり



1) 取組の背景

長期避難により避難先で生活基盤を確立した人も多く、現在の居住地での定着が進んでいます。震災前の働く人とその家族でにぎわう町の姿を取り戻すため、住宅環境の整備、生活利便性の向上に加え、町内における雇用創出と働く場所・働き方の選択肢を整えることが戦略的なまちづくりとして重要です。

そのため、町内で事業活動を行い町内に雇用を創出する企業を誘致する活動を進めます。

【企業誘致を通じて目指す町の姿】

海外では、経済成長一辺倒の価値観から転換し、豊かさの価値観が多様化しつつある中で、SDGs やポスト SDGs をはじめとした考え方が台頭してきています。国内においても、このような国際目標に即していくことが求められます。

大熊町は、震災前から電力の供給によって日本の経済発展と人々の暮らしの豊かさに貢献してきました。しかし、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により、それまでの日常を一瞬にして失いました。

大熊町は環境破壊や労働問題など何かの犠牲の上に成り立っていた経済成長がもたらす豊かさの価値観を再検証し、『町と民間企業、町民や町で働く人々それぞれにとってよりよい社会や暮らしの在り方に挑戦し、働く一人ひとりが豊かで心身ともに良好な地域社会の実現』を目指します。

【企業誘致の基本理念】

従前の大量生産・大量消費型を象徴する生産拠点の立地ではなく、『町とともに“より良い社会と暮らし”づくりに挑戦する企業の誘致』を目指します。

よりよい社会の姿とは、個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にある人々であふれる社会であり、より良い暮らしとは、人々が主観的・客観的にも暮らしやすさや幸福感を感じられる状態を指すと考えています。

この実現に向けて、社会や人々の暮らしにおいて直面する課題を解決するために、新しい技術の研究開発や社会実装に挑戦し、企業と町がともに成長し続けることが必要です。当理念に共感し、協働関係を築ける企業に立地いただけるように誘致活動を行います。

企業誘致の基本理念



※：F-REI 研究分野 ①ロボット②農林水産業③エネルギー④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信

2) 取り組む施策

①福島国際研究教育機構（F-REI）との連携

令和5年4月に、福島国際研究教育機構（F-REI）が創設され、施設が浪江町に設立されます。F-REIは、福島をはじめとする東北の復興を実現するため、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指し国が設立する法人です。F-REIは、福島イノベーション・コースト構想の更なる発展や、構想に関する司令塔としての役割が期待されています。

浜通りへのF-REIの立地に伴い、大熊町においても以下のメリットが想定されます。

- ・F-REI 5つの研究分野（ロボット、農林水産業、エネルギー、放射線科学・創薬医療・放射線の産業利用、原子力災害に関するデータや知見の集積・発信）に即して、大熊町として重点的誘致対象分野を設定、効果的な企業誘致を促進
- ・町内の企業や新規進出企業とF-REIによる産学連携・共同研究を通じた、新たな技術・サービスとイノベーション
- ・F-REIを通じて地域に集う国内外研究者と、大熊町の子どもたちとの交流機会創出と先端技術やイノベーションへの「学びの機会」の提供 ほか

町の既存資源とF-REIを掛け合わせることで、企業に対して経済的側面だけではないインセンティブ（動機付け）を提供し、彼らの進出に対する意欲を高めることが期待できます。

②町内の産業エリアへの企業誘致

現在、町内には立地特性や規模、コンセプトの異なる大熊中央産業拠点、大熊西工業団地、大熊インキュベーションセンター、産業交流施設の4つの産業エリアがあり、各施設が連携することで効果的な町内への企業誘致を促進します。

各産業エリアの特徴

大熊インキュベーションセンター (OIC)	OICでは、「未来の大熊町を支えるビジネス・人を育てる場」として、新産業の創出及びソーシャルビジネス関連の企業・起業家のビジネスの立ち上げから成長までを一気通貫で支援しています。
大熊中央産業拠点 大熊西工業団地	大熊中央産業拠点及び大熊西工業団地においては、F-REIの5つの研究分野を基軸に産業創出を追求しています。また、大熊中央産業拠点については、JR大野駅との近接性を活かし、「地域に開かれた産業拠点」をコンセプトとして、まちの人々の暮らしにおいて直面する課題を新たな技術を通じて解決し、企業と町がともに成長し続けられるよう、大熊町との協働関係を築ける企業に立地いただけるような企業の誘致を進めています。

産業交流施設	令和6年度冬の開所を目標として、地元産業の需要の受け皿となり、企業や人材が交流し、将来にわたって新たな産業が定着する場として、大野駅西交流エリアに産業交流施設の整備を進めています。
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------

③エリア間の連携方針

大熊町では、起業・立地から定着までを一貫して支える機能を整備し、町とともに成長する企業の挑戦を応援します。

大熊インキュベーションセンターは、大熊町を実証・実装の場として事業を成長させていきたい企業・起業家のための共創の場であり、さらには企業が大熊町との接点を創出する窓口として整備されています。

大熊中央産業拠点・大熊西工業団地の各産業団地は、事業の拡大・成長のために一定規模の設備投資や雇用創出を伴う企業の受け皿として整備しています。産業交流施設は、震災前より町内で事業を営んでいた地元企業や事業者の再始動を後押しする場でありつつ、大熊インキュベーションセンターや各産業団地で活動する企業の新技術や実証実験を、町内外の来訪者に対して展示・発信するショーケースとして「大熊町の産業の顔」となります。

大熊町全体として、それぞれの産業エリアがもつ特性に応じて町内外から進出した企業を有機的に結び付け、産業の活性化を目指します。

④新たな産業団地の整備

企業立地等の状況により、新たな産業団地の整備を検討します。場所の選定にあたっては、交通アクセスと周辺生活環境への影響などを考慮し検討します。

⑤町内における事業活動の促進

大熊インキュベーションセンター入居企業等が町内で行う事業活動を促進するため、各種支援施策等を策定し、併せて貸工場や、さまざまな大学・企業が利用できる実験設備（シェアラボ）等の整備も検討します。

(4) 交流機会と人材育成による産業創出



1) 取組の背景

大熊インキュベーションセンターの開所により、起業に向けてチャレンジする人々が集まる環境が整備されつつあり、これを契機として大熊町を支える新たな産業の創出が期待されます。また、学び舎ゆめの森の開校により、町内に子どもたちが戻ってきたことで、これからの大熊町を担う人材育成に向けた取組の充実が重要です。

福島イノベーション・コースト構想では、産業集積に向けた取組として、「教育・人材育成」を掲げ、「復興知事業（※1）」や「イノベ教育（構想を担う人材育成）（※2）」が実施されています。大熊町においてもこれらを活用し、人材育成に取り組んでいます。また、産業集積に向けた取組として、異業種交流の場である「福島イノベ倶楽部」が設置されています。

（※1）全国の大学等が有する福島復興に資する知を、浜通り地域等に集積・活用するため、地域内で教育研究活動を行う大学等を支援する事業。令和3年度に5カ年の事業として17大学等21事業が採択されています。

（※2）福島イノベ構想の実現に向けた実践的な学びを通して、「チャレンジ精神」を持ち、新学習指導要領の「探求型学習」を先取りし、「持続可能な開発目標（SDGs）の達成」と「福島の復興」に必要な力を小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学等で育成する教育を支援する取組。

2）取り組む施策

①産業交流の促進

大熊インキュベーションセンターや産業交流施設を拠点とし、企業間の知見の共有を促進するための交流機会を創出することにより、連携によるイノベーション（革新）を後押しします。また、より広範囲での産業交流に向けて、町内企業に福島イノベ倶楽部への参加を促します。

②産業交流を通じた人材育成

大熊町の特徴的な教育施設である学び舎ゆめの森との連携や、学び舎ゆめの森卒業生が「大熊町の教育」や「最先端の教育」を受け続けることができる機会を設けます。さらに、福島イノベーション・コースト構想に基づく教育・人材育成に係る事業の活用等により、産学連携による魅力的な教育環境づくりや将来の地域を支える人材育成を図ります。

（5）被災中小企業への再建支援



1）取組の背景

中小企業事業者の帰町促進のためには、中小企業の再建を促進していくことが求められます。また、町内居住者にとっては、新規企業よりも、かつて働いていた場所や、知っている企業が働きやすいと感じる人もおり、働く場所確保の観点からも企業再建は重要です。

2) 取り組む施策

①資金面の支援

国や県が実施する各種補助に関する情報発信に取り組むとともに、独自支援制度の創設を検討します。

②従業員確保に向けた支援

従業員の確保に向けて、町内で仕事を探している人に関する情報と、企業情報を集約し、事業者と働き手のマッチングに取り組めます。

③販売等促進機会づくり

商工会との連携により、事業を再開した企業の商品やサービスの周知や購買イベントの開催を検討します。

柱5

まちへの主体的な関わりを 促進する環境づくり

基本的な考え方

- ・地域との関わりを通じた生きがいづくりに向け、社会参加を後押しする取組を実施します。
- ・住んでいる場所や育ってきた環境、個性に関わらず、誰もが働きやすく、チャレンジしやすい環境をつくります。
- ・企業や大学等によるまちへの主体的な関わりを促進します。
- ・意欲のある人が、町内の人や場所・物、取り組みたい事柄に取り組むことができるよう、マッチングを支援します。

(1) 社会参加による生きがいづくり



1) 取組の背景

高齢化の進行、特に一人暮らしの高齢者が増え続けることに対して、高齢者の孤立や孤独を防ぐ必要があります。そのために、「人と人とが関わり合う機会」が必要となります。さらに社会参加活動を通じて、心の豊かさや生きがいを得られ、自身の健康にもつながることが期待できます。

大熊町においては、帰町者の将来的な高齢化に加え、町外に住む町民の孤立や孤独を防ぐことが重要な課題です。このため、住む場所に関わらず、多くの町民が社会参加を通じ、心の豊かさや生きがいを得ることができる町となることが求められます。

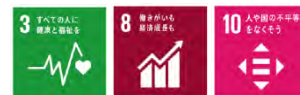
2) 取り組む施策

①社会参加へのきっかけづくり

社会参加とは、就労のみを指すものではなく、ボランティアや町内会などの地域行事、地域防災活動や清掃活動への参加も含まれます。

ボランティア団体や各種団体の組織化、町民の方々に何か役割を担ってもらいながら、一緒に活動する機会、交流する機会、学ぶ機会を確保し、親交を深め、地域のつながりをつくり、ボランティア、地域行事、地域防災活動、清掃活動への町民の参加を促進します。また、町内外において見守り活動やちょっとしたお手伝い等の福祉の担い手育成に向け、きっかけづくりや関わりやすい手法及び支援などを検討し、活動を広げます。

(2) 誰でも働きやすい・チャレンジしやすい 環境づくり



1) 取組の背景

大熊町では帰町者や移住者の増加が見込まれ、これに伴い町内における見守り活動の範囲の拡大が予測されます。さらに、町外避難者についても、高齢化等により暮らしの課題を持つ人が増加すると予測されます。これらの状況から、福祉分野における人材確保が重要な課題となっています。

他方、働く意欲がある高齢者や障がい者の方々、町外で暮らす人など、多様な背景を持つ方々が、どこにいても安心して働くことができる環境を構築し、働くことを通じて町に関わる機会を設けることが大切であると考えています。

現在、大熊町にはチャレンジ意欲を持って移住してくる若者が増加しつつあります。移住者は、地域で当たり前だと思っているものを新鮮な目で見ることができるため、地域の魅力の再認識や地域資源の発掘、関係者の有機的な連携が鍵となる復興まちづくりにおいては、外部人材を積極的に受け入れていくことが重要となります。

2) 取り組む施策

①働きたい町民を後押しする仕組みづくり

町内の福祉・介護施設の人材育成や人材確保のため、「大熊町福祉・介護人材に対する就職準備等補助金」や「大熊町介護職員研修資格取得に係る補助金」の制度を継続し、資格取得や就職を支援します。さらに、オンラインで働くことでそれぞれの生活スタイルにあった働き方を検討します。

②進出企業等への DX 支援

DX（デジタルトランスフォーメーション）とは、デジタルを利用することによる、業務ないし組織の改善を意味します。オンライン会議の開催による移動時間の削減や議事録作成事務の省力化などが一例です。

リモートワークによる労働力の確保や、仕事を通じて町外から町へ関わる機会を拡大するために、進出企業や大熊インキュベーションセンターの入居者がリモートワークを導入できるよう、企業の DX への支援策を検討します。

(3) 企業とまちの関わり



1) 取組の背景

立地企業や起業者が、まちに積極的に関わることで、そのサービスや製品が、まちの新た

な魅力や特産品となることが期待されます。

また、大熊町では帰町者が少なく、地域の清掃活動や防災活動に携わる人材が不足している状況です。活動の強化に向けて、企業の従業員や起業者による地域活動への参画を促進することが重要です。

2) 取り組む施策

①町内企業とまちとの連携

町が抱える課題の解決は、民間企業のノウハウを活かすことが有効であると考えられます。そのため、町内企業や大熊インキュベーションセンターの入居企業を対象に、大熊町のまちづくりに関わる機会の創出に向けた取組を検討します。

②ふるさと納税を通じたまちへの関わり

大熊町に立地する企業のまちづくりへの関わり方の一つとして、企業版ふるさと納税の活用を検討します。また、新製品や新商品をふるさと納税の返礼品とすることを検討します。企業にとっては知名度向上と販売促進につながり、町への定着促進も期待できます。

さらに、返礼品が豊かになることにより、町外に転出した方が、ふるさと納税を通じて大熊町とのつながりを保つことが期待できます。

③外部人材の確保

専門的知識・ノウハウを有する人材の確保に向けて、企業版ふるさと納税（人材派遣型）の活用を検討します。

(4) 大学等の学校とまちの関わり



1) 取組の背景

町内には大川原交流ゾーンをはじめ、多様な施設が整いつつあることから、町内外の人々が関わる機会を創出し、帰町の促進や関係人口、交流人口の増加に努める段階にきています。

現在、大熊町は、福島大学・大阪大学・長崎大学のほか福島高専など多くの大学等と連携協定を結び、町が抱える多くの課題について解決を目指し、協力して取り組んでいます。

また、町独自に「大熊町知の集結に資する学びの場の形成事業補助金」を創設し、様々な分野の知恵を集め、町が抱える新たな課題の解決に挑戦する活動を行っています。その中で、東京大学や慶應義塾大学、東京農業大学など、これまでに 200 人を超える学生や研究者、起業家が関わり、町内で事業実施や実証実験などを行っています。

さらに、国の「復興知」事業では、大阪大学や長崎大学・福島大学・東京大学・立命館大学など、1,300 人を超える教職員や学生が関わり地域の課題解決のため研究を行っています。

2) 取り組む施策

①大学等との連携と課題解決

町は、引き続き大学や企業等と産学官で連携しながら、関係人口・交流人口の拡大や、関係者の知恵と活力を活かして地域課題の解決に向けた事業や実証実験などに取り組みます。



(5) ヒトモノコトをつなぐ仕組みづくり

1) 取組の背景

自らの能力を発揮し、地域課題の解決に取り組み、積極的に社会参加をしていくためには、一緒に取り組む人(ヒト)、活動する場所や必要な資材等(モノ)、取り組むべき事柄(コト)をマッチングすることが重要であり、これらを円滑につなぐためには、情報を集約し発信する取組の推進が不可欠です。

2) 取り組む施策

①土地のマッチング

現在、おおくままちづくり公社が実施している不動産利活用事業について、収集している情報をより詳細に、積極的に発信することで活性化を図ります。

②交流の促進

大熊町の復興まちづくりは、町民、移住者、働く人々により支えられています。また、復興まちづくりに関心のある多くの方々が大熊町に来訪しており、おおくままちづくり公社では、大熊町の「今」をもっと知ってもらうために「町内見学ツアー」を実施しています。

今後は、このツアーを足掛かりに、関係人口の増加に向けて、大熊町の復興を体験することができるようなコンテンツやツアールート、来訪者と大熊町で暮らし活動する人との交流プログラムの導入を検討します。

さらに、ふるさと納税制度の返礼品としてのコト消費(体験)などの活用も検討しながら、交流人口拡大に取り組みます。

柱6 未来へつなぐ、持続可能な地域づくり

基本的な考え方

- ・脱炭素社会づくりに向けて広報活動と各種施策を実施します。
- ・まちづくりに向けた新たな土地利用や、整備した各種施設の保全に取り組みます。
- ・効率的な行財政運営と行政の利便性向上のため、デジタル技術の活用を検討します。
- ・大熊町にとって適切な、将来負担の少ないまちづくりを実施します。
- ・社会課題の解決に向けて、官民連携体制を強化します。
- ・中間貯蔵施設区域について、将来の跡地利用の協議に向けて取り組みます。



(1) 脱炭素社会づくりに向けた取組

1) 取組の背景

2016年「パリ協定」の採択により「今世紀後半のゼロカーボン実現」が世界全体の目標となりました。ゼロカーボンとは、森林が吸収する温室効果ガス（CO₂等）も計算に含めて、排出がゼロとなる状態です。我が国においても、このパリ協定を踏まえ、国内の温室効果ガスの排出を2050年までに実質ゼロにする方針を表明しています。

大熊町では「原子力災害を経験した町だからこそ、原子力発電や化石エネルギーに頼らず、地域の再生可能エネルギーを活用した持続可能なまちづくりに取り組む」という強い思いから、2020年2月にゼロカーボン宣言を行いました。

翌2021年2月には「大熊町ゼロカーボンビジョン」を策定し、その中で「2040年までのゼロカーボン達成」という、国の目標を10年前倒しした意欲的な目標を掲げています。具体的な取組として「大熊町ゼロカーボンの推進による復興まちづくり条例」の制定や「大熊町ゼロカーボン補助金」の整備のほか、町も出資して設立したエネルギーの地産地消を目指す電力会社（地域新電力）である「大熊るるるん電力」の立ち上げ等、様々な施策を講じています。

2) 取り組む施策

「大熊町ゼロカーボンビジョン」の6つの取組方針「①再生可能エネルギーの最大限導入」「②地産地消システムの構築」「③快適で省エネなライフスタイルの推進」「④ゼロカーボンを源泉としたまちづくり」「⑤豊かな森里川海との共生」「⑥官民一体の推進体制の構築」に基づき、施策を進めます。

①再生可能エネルギーの最大限導入

大熊町ゼロカーボンビジョンでは、将来の町内人口を鑑み、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー（以下、「再エネ」とする。）の将来的な導入量規模の目標を、太陽光発電：60メガワット、風力発電：30メガワットと設定しています。

太陽光発電については、2025年までに大規模太陽光発電（メガソーラー）事業の具体的な計画や実施場所を決定し、発電事業実施に向けたパートナー企業を選定します。2030年までに合計60メガワット規模のメガソーラーの導入を目指し、合わせて同年までに全ての公共施設で、太陽光パネル及び蓄電池等の設備の導入を目指します。なお、余剰電力については町外への供給も検討します。

一般家庭や町内事業者の事務所等においては、大熊町ゼロカーボン推進補助金等の活用により、町内の住宅及び事務所等の3割が太陽光パネル及び蓄電池等設備を導入、普及していることを目指します。

風力発電については、2030年までに導入に向けた具体的なスケジュールを示すとともに、発電事業実施に向けたパートナー企業を選定します。

坂下ダムにおける小水力発電等や、そのほかの再エネに関しては、町内での事業の実施可能性を2025年までに特定し、各再エネに関する事業計画を2030年までに決定します。

② 地産地消システムの構築

2025年までに、地域新電力「大熊るるん電力」において、一般の電力市場に左右されることなく自由に販売可能な再エネの発電設備を町内に確保するとともに、2020年代後半をかけて発電設備を順次拡大し、2030年までに「大熊るるん電力」の販売電力に占める再生可能エネルギーの割合を100%にすることを目指します。

③ 快適で省エネなライフスタイルの推進

大熊町ゼロカーボンビジョンでは、快適で省エネなライフスタイル実現に向けて、町内における住宅・建築物のゼロカーボン化や、電気自動車（EV）や燃料電池車（FCV）導入による環境にやさしい交通システム（グリーン交通システム）の構築、その他ソフト面の取組として、環境にやさしい行動の推進等に取り組むこととしています。

住宅・建築物については、2025年までに、浜通りの気候に合ったゼロカーボン住宅の具体的な仕様を検討するほか、ゼロカーボン補助金による支援と情報発信に努めます。

交通分野では、2030年までに既存の公用車全てをEVまたはFCVに置き換えるとともに、補助金等の活用により町内で新規導入する乗用車の100%EV・FCV化を目指します。

環境にやさしい行動の推進に向けて、広報および環境学習の実施、ゼロカーボン関係イベントを開催するほか、創るエネルギー≒消費するエネルギーとなる住宅であるZEH（ゼロエネルギーハウス）のモデル住宅を建築し、体験・体感できるようにするなど、多様な手段で動機付けを行うことで、町民及び町内事業者へのゼロカーボン意識の醸成・浸透を図ります。また、ZEHのビル版であるZEB（ゼロエネルギービル）の建設も目指します。

④ゼロカーボンを源泉としたまちづくり

補助金等の活用により、2030年までに大川原地区の住宅や事業所の屋根の半数に太陽光パネル等発電設備が設置されていることを目指します。

2030年までに下野上地区をスマートコミュニティ（※）エリアとして、消費電力に占める再生可能エネルギーの割合100%の達成を目指します。

（※）スマートコミュニティ … 消費するだけでなく、地域内でエネルギーをつくり・蓄え・合理的に利用する仕組み

⑤ 豊かな森里川海との共生

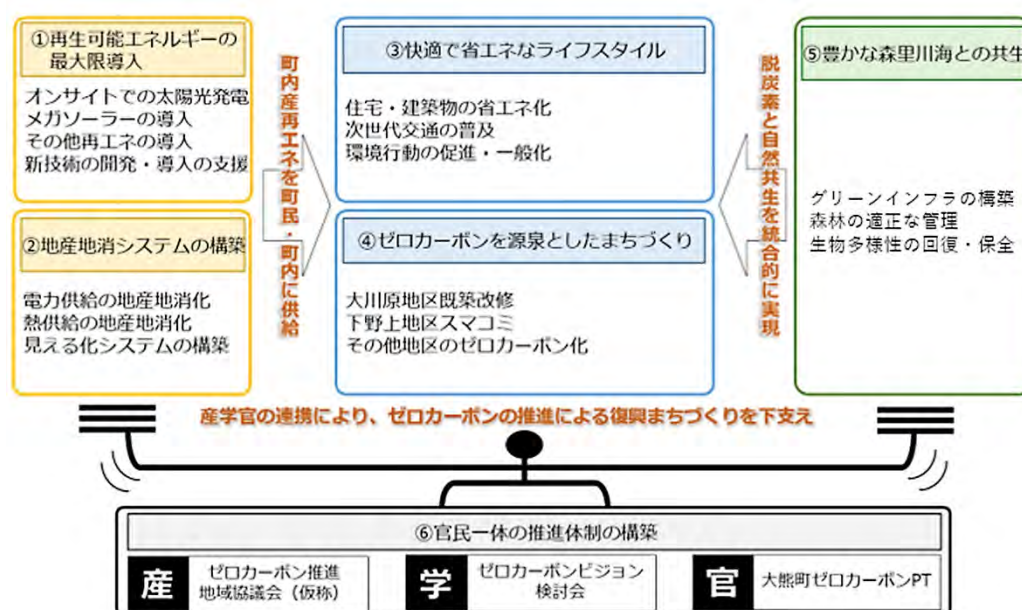
補助金の適切な運用を通じ、住宅と民間事業所における緑化・生活環境の改善を促し、2030年までに町内の住宅又は事業所の半数における緑化・環境改善実施を目指します。

⑥ 官民一体の推進体制の構築

大熊町は町内事業者からのエネルギー使用量報告等を受け、有識者で構成する「大熊町ゼロカーボンビジョン検討会」を開催し、ゼロカーボンビジョンの改訂や施策の実施状況等について議論を行っています。また大熊町の独自目標である「2040年までのゼロカーボン達成」を庁内横断的に進めるため、ゼロカーボン推進課を中心に関係各課からなる「大熊町ゼロカーボンプロジェクトチーム」を設置しています。

今後は「ゼロカーボンビジョン検討会」と「ゼロカーボンプロジェクトチーム」に加え、町内事業者が参画する推進協議会を新たに設置し、それぞれの連携を進め、ゼロカーボンビジョンのフォローアップに取り組みます。

（参考）大熊町ゼロカーボンビジョンにおける6つの取組方針





(2) 将来都市計画に向けた検討

1) 取組の背景

今後の都市づくりに向けて、変化した新たな土地利用や、整備した各種施設の保全について考えていく必要があります。

2) 取り組む施策

①都市計画マスタープラン策定及び用途地域の検討

都市計画の基本的な方針を示す「都市計画マスタープラン」を策定し、「都市計画用途地域」を見直します。マスタープランの策定は、福島県が策定主体となる「都市計画区域の整備・開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」と整合を図りながら進めます。

用途地域については、下野上地区復興拠点の整備状況や今後のまちづくり計画に合わせて見直します。



(3) デジタル化による効率的な自治体運営

1) 取組の背景

令和4年9月にデジタル庁が発足するなど、国では急速に行政のデジタル改革が推進されています。

大熊町においても、デジタルを変革の手段として活用し、様々な行政サービスや行政運営の抜本的な改革に取り組み、町民や大熊町に関わる全ての人が、一人一人が望む形で行政サービスを受けられる環境を構築する必要があると考えます。行政手続きのオンライン化をはじめ、住民が利便性の向上を実感できる行政サービスをいかに提供できるかという視点を持ち、その構築のために住民や地域と対話・共働することが重要であると考えます。

2) 取り組む施策

①大熊町 DX 推進計画の推進

令和5年4月に大熊町 DX 推進計画を策定しました。同計画で定めた基本理念や基本方針に基づき、全ての町民に開かれ、いつでもどこでも誰でも、簡単に利用でき、時代とともに進み続けるデジタル化を推進します。

推進計画に留まらず、常に町の状況に合わせて、新しい技術の導入による新たな DX を検討します。

大熊町 DX 推進計画の基本方針

基本方針	考え方
すべての町民に開かれたデジタル化	町外に避難している町民も含め、すべての町民に開かれたデジタル化 こどもから年配の方まで誰一人取り残さないデジタル化 国、すべての自治体、民間事業者等とオープンに連携したデジタル化
親切でやさしいデジタル化	いつでもどこでも利用できるデジタル化 簡単で誰でも利用しやすいデジタル化 人にも環境にもやさしいデジタル化
時代とともに進み続けるデジタル化	復興とともに新しい大熊町に向かって動き続けるデジタル化 今に留まることなく新しい技術を積極的に取り入れるデジタル化 遅滞の無いスピーディなデジタル化

(4) 適切な行財政運営によるまちづくり



1) 取組の背景

大熊町では、未来を見据えて、復興まちづくりを実施しているところです。現在は、復興に関連する交付金等を用いて各種事業を展開していますが、これは永続的に続くものではありません。持続可能なまちづくりに向けては、適切な行財政運営によるまちづくりを進めていく必要があります。

2) 取り組む施策

①費用便益分析による適切な事業の推進

各種事業を実施するにあたっては、持続可能な行財政運営や施設運営に向けて、費用対効果や必要性について十分に検証したうえで、適切な事業を推進します。

②段階的な課税再開

町民税については、令和5年度より、所得区分に応じた減免割合を段階的に縮小し、令和9年度からは全ての所得区分の方について減免を行わず通常課税とします。

また、固定資産税については、中屋敷・大川原地区においては令和5年度から、特定復興再生拠点区域では令和8年度から課税を再開します。特定帰還居住区域においても避難指示解除時期に応じて課税を再開することになります。

(5) 官民連携による地域づくり

1) 取組の背景

大熊町が持続可能な地域づくりを行うためには、官民や産学官が一体となって地域課題に取り組み、まちづくりを進めていくことが不可欠です。

特に、福祉分野においては深刻な人手不足が生じていますが、今後の移住定住の促進や持続可能な地域づくりのためには、福祉分野での連携体制の構築が不可欠です。

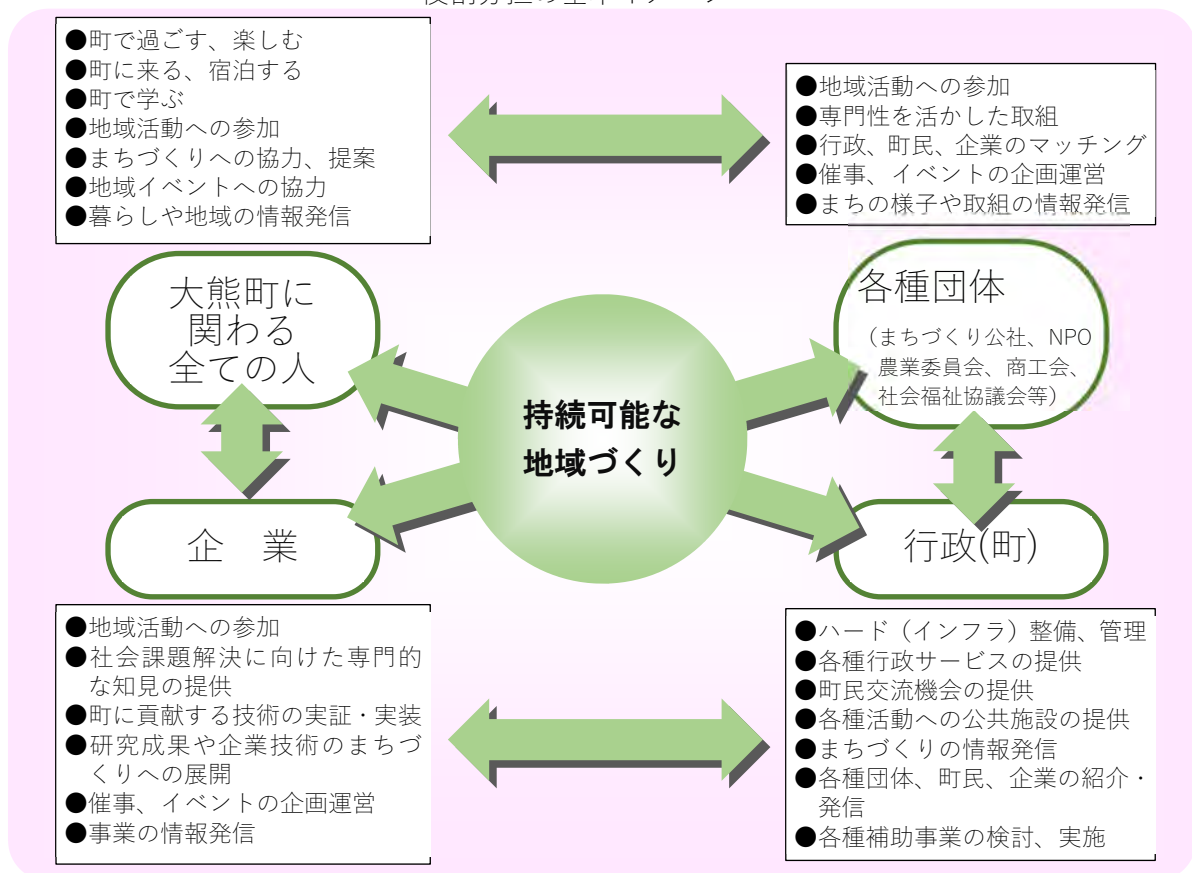
また、大熊町の消防団は、町外避難や高齢化により震災前と比較して人数が減少しており、そのため震災前の9分団から3分団に再編しています。今後、帰町や移住定住を促進していく中で、町内に居住する団員数を確保するとともに、地域防災力を強化していくことが求められます。

2) 取り組む施策

①基本的な考え方

多様な分野において、それぞれの役割分担のもとに連携しながら、それぞれができることでまちに関わるための体制を構築します。

役割分担の基本イメージ



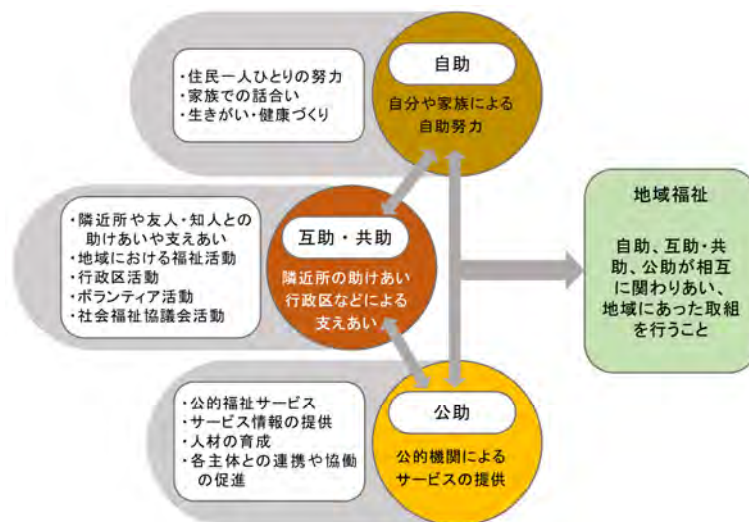
②自助・互助・共助・公助が協働し福祉課題を解決する体制づくり

これからの福祉政策を考えていくに当たり、誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていくために、地域住民や行政、社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の生活課題の解決に取り組んでいくことが重要です。

町民の方々が、地域で孤立することなく、お互いに支え合い、いきいきと生活していくために、一人ひとりの意識の向上と実践（自助）、地域での互助・支えあい活動の充実（互助・共助）、行政などによる福祉サービスの推進（公助）が協働して、課題を解決するための関係づくりや活動を行う支えあいの福祉を目指します。

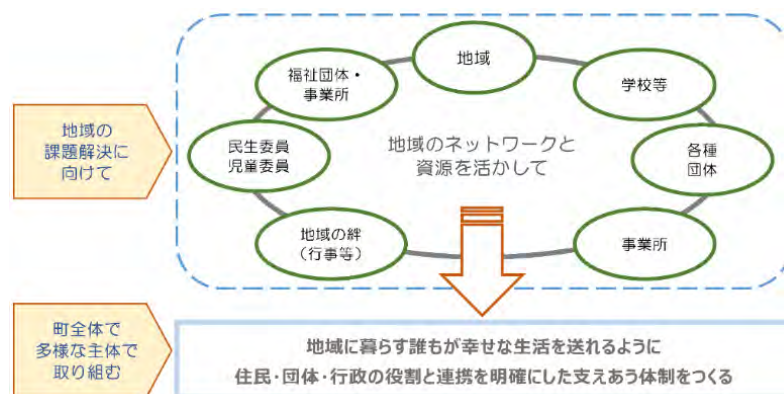
そのために、住民の「自助」の実践と、住民同士・地域での「互助・共助」が行われ、自助や共助では対応しきれない部分を公的福祉サービスで補完しながら地域のよいところ・資源を「公助」の実践につなげます。

地域福祉の取組イメージ（出典：大熊町地域福祉計画）



地域にある課題を認識して共有し、解決に向けての取組・事業の実施にあたっては本計画に基づき、具体的な方策を検討して取り組みます。

基本とする考え方（出典：大熊町地域福祉計画）



③災害に強い地域づくり

今後の帰町や移住、企業誘致にあたっては、災害に強い地域づくりが不可欠です。令和 4 年 3 月に策定した地域防災計画に基づき、町民や企業従事者、町内事業所などの関係者と協力しながら、地域づくりの一環として地域防災活動に取り組みます。

まずは、消防団員の確保に向け、町内事業所等への PR 活動を行うとともに、町内イベント等において募集活動を行います。また、地域防災について学ぶ機会や具体的な地域防災活動を検討し、検討内容を踏まえ官民連携による取組を目指します。この際、多くの方々に参加していただくために、楽しみながら学び・訓練する企画を検討します。

地域防災活動の例

目的	活動例
防災知識の普及	勉強会／防災キャンプ／防災運動会
災害時訓練	避難訓練／避難所運営訓練／救出・救助活動訓練／消火訓練
危険個所の点検	避難経路の定期的なチェック（防災まちあるき）

④官学協働による教育環境づくり

大学等との連携協定締結を通じ、地域・大学相互の教育・文化・研究活動の振興を後押しするとともに、大学等が行う教育プログラムの受入れを支援し、サテライトオフィスやキャンパスの誘致を目指します。

将来的には、放射線科学や地域づくりなど多岐にわたる分野について、官学協働の教育プログラムを推進し、学生・住民の別にかかわらず、充実した教育環境をつくり上げます。



(6) 中間貯蔵施設の将来的な利活用

1) 取組の背景

中間貯蔵施設について、平成 26 年に中間貯蔵開始後 30 年以内に福島県外での最終処分を完了することが示されました。大熊町では、中間貯蔵施設を含む町内全域における避難指示解除を目指しており、解除後の土地利用についても考えていく必要があります。

2) 取り組む施策

①地域振興に資する利活用の検討

平成 27 年 2 月に締結した「中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書（福島県、大熊町、双葉町、環境省）」では、「中間貯蔵施設の敷地の跡地が地域の振興及び発展のために利用されるよう、協議を行うものとする」（第 14 条第 5 項）と規定されています。その実現に向けて、町もしっかりと取り組んでいきます。

卷末資料

■第三次復興計画への期待

大熊町復興計画検討委員会 委員長
福島大学 人間発達文化学類 人文科学コース
初澤敏生 教授



大熊町の第三次復興計画を完成させることができました。ご協力いただきました皆様に心よりの感謝を申し上げます。

第二次計画の改訂版を含め、今回は4回目の復興計画の策定になります。大熊町では、これまで状況の変化に合わせて復興計画を策定してきました。第一次計画では避難地域での生活の再建を中心に取り組み、第二次計画では避難者支援体制の再編が重要なテーマとなりました。そして第二次計画改定版では大川原地区への帰還を進めるための整備が、さらに第三次計画では下野上地区の整備が取り上げられています。このように並べてみると、いよいよ大熊町の復興が本格化してきたのだと実感できます。一方で、特定復興拠点区域外の地域をどのようにするのか、さらに中間貯蔵施設をどうするのか、という重要な問題は残されたままです。特定帰還居住区域が設定されましたが、まだ一部にとどまります。これらの問題への対応は第四次・第五次計画へと持ち越されることになりました。おそらく今後20年以上の時間をかけて対応していくことになるでしょう。

一方、下野上地区の整備は急ピッチで進められています。各種公共施設の整備計画が立案され、工事も始まっています。県からは県立病院の再建方針も示されました。下野上地区の復興が今後の大熊町の復興を占うことになると言っても過言ではないでしょう。今後は街の再興、企業誘致・産業振興とあわせ、帰還・移住の推進が大きな課題となります。

第三次計画は「インフラ整備」「暮らし支援」「生涯学習」「産業づくり」「主体的な関係づくり」「持続可能な地域づくり」の6本の柱から構成されています。具体的なものから抽象的なものまで幅広く並べられており、わかりにくいところもあるかと思います。「復興」は地域のあらゆる面において進めていかなければなりません。そのため、復興計画は勢い絵画的なものにならざるを得ない側面があります。それを補うために各種の構想や計画が策定され、さらに各部局が策定する年度計画によって具体的な事業が行われます。復興計画の策定にあたってパブリックコメントの募集を行った際、個々の具体的な政策が書き込まれていないとお問い合わせを多数受けたと聞いておりますが、計画の中に書き込まれていないから行わないというものではありません。その点をご安心ください。

大熊町の復興は、新たなステージに入りつつあります。第三次復興計画が大熊町の復興を担うものとなりますことを期待しております。

■大熊町復興計画検討委員会（取り纏め委員会）委員名簿

令和5年12月1日現在

（敬称略）

No	役職	氏名	備考
1	委員長	初澤 敏生	福島大学 人間発達文化学類 人文科学コース 教授
2	委員	直井 勇人	大熊インキュベーションセンター・インキュベーションマネージャー
3	委員	吉岡 文弘	一般社団法人おおくままちづくり公社 事務局長
4	委員	吉田 雅	株式会社サンアメニティ 統括マネージャー
5	委員	根本 友子	農業委員会会長、民生児童委員協議会会長
6	委員	蜂須賀 禮子	大熊町商工会 会長
7	委員	半杭 裕明	社会福祉法人大熊町社会福祉協議会 事務局長
8	委員	松岡 保夫	教育長職務代理者
9	委員	松本 清之	総務課 課長補佐
10	委員	菅原 祐樹	企画調整課 課長補佐
11	委員	羽田 康浩	ゼロカーボン推進課 課長補佐
12	委員	川木 正之	税務課 課長
13	委員	幾橋 みね子	住民課 課長
14	委員	工藤 誠一	保健福祉課 課長
15	委員	鈴木 裕平	環境対策課 課長補佐
16	委員	二階堂 陽介	生活支援課 課長
17	委員	志賀 博英	産業課 課長補佐
18	委員	鈴木 修	復興事業課 課長補佐
19	委員	風間 真由美	教育総務課 課長補佐
20	委員	小竹 秀一	いわき出張所 所長補佐
21	委員	猪狩 良一	会津若松出張所 所長
22	委員	武内 一恵	中通り連絡事務所 所長補佐
23	委員	松永 秀篤	元町議会議長
24	委員	鈴木 敦己	まちづくりワークショップ出席者
25	委員	谷田川 佐和	株式会社Oriai ディレクター、 まちづくりワークショップ出席者
26	委員	綿路 浩一	まちづくりワークショップ出席者



手形は、学び舎ゆめの森に通う
0歳児、1歳児のものです。(原寸大)



大熊町企画調整課

〒979-1306

福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

電話：0240-23-7584 (直通) F A X：0240-23-7844